

# 官報号外 昭和二十七年四月二十五日

## ○第十三回 参議院會議錄第三十三号

昭和二十七年四月二十五日(金曜日)午前十時五十三分開議	議事日程 第三十二号	昭和二十七年四月二十五日 午前十時開議
(委員長報告)	(委員長報告)	(委員長報告)
第一 気象業務法案(内閣提出)	第二 中小企業等協同組合法の一 部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)	第三 時計法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
(委員長報告)	(委員長報告)	(委員長報告)
第四 平和條約第十一條による刑 事の執行及び赦免等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)	第五 平和條約の実施に伴う民事 判決の再審査等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)	第六 平和條約の実施に伴う刑事 判決の再審査等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)
(委員長報告)	(委員長報告)	(委員長報告)
第七 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基づく行政協定に伴う民事特別法案(内閣提出、衆議院送付)	第八 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基づく行政協定の実施に伴う電信電話料金法等の特例に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)	第九 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基づく行政協定の実施に伴う電波法の特例に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)
(委員長報告)	(委員長報告)	(委員長報告)
第一〇 昭和二十五年度一般会計予備費使用總調書(その一)(衆議院送付)	第一一 昭和二十五年度特別会計予備費使用總調書(その二)(衆議院送付)	第一二 昭和二十五年度特別会計予備費使用總調書(その三)(衆議院送付)
(委員長報告)	(委員長報告)	(委員長報告)
第一三 昭和二十六年度一般会計予備費使用總調書(その一)(衆議院送付)	第一四 昭和二十六年度特別会計予備費使用總調書(その一)(衆議院送付)	第一五 昭和二十六年度特別会計予備費使用總調書(その一)(衆議院送付)
(委員長報告)	(委員長報告)	(委員長報告)
第一六 株式会社日本機関紙印刷所輪転機封印解除に関する請願(委員長報告)	第一七 戦犯者の釈放に関する請願(三件)(委員長報告)	第一八 戦犯者の釈放等に関する請願(二件)(委員長報告)
(委員長報告)	(委員長報告)	(委員長報告)
第一九 全戰犯拘禁者の釈放に関する陳情(委員長報告)	第二〇 同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。	第二一 同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。
(委員長報告)	(委員長報告)	(委員長報告)
第二二 同日衆議院提出案は、即日これを衆議院に回付した。	第二三 同日修正議決した衆議院送付の左の内閣提案案は、即日これを衆議院に回付した。	第二四 同日海上保安庁法の一部を改正する法律案
(委員長報告)	(委員長報告)	(委員長報告)
第二五 同日衆議院において採決することを議決した米海軍接收に伴う補償の請願外二件の請願および横浜市の接收解除に関する陳情外四件の陳情は各自意見書を附し、即日これを内閣に送付した。	第二六 同日本院は、左の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。	第二七 同日本院は、左の衆議院提出案を可決した。
(委員長報告)	(委員長報告)	(委員長報告)
第二八 決算委員	第二九 勞働委員	第三〇 球体委員
(委員長報告)	(委員長報告)	(委員長報告)

官報号外

急傾斜地帯農業振興臨時措置法案 主要農作物種子法案	急傾斜地帯農業振興臨時措置法 主要農作物種子法
同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。 ボッダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く建設省関係命令の措置に関する法律案	ボッダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く建設省関係命令の措置に関する法律案
道路運送車両法の一部を改正する法律案	道路運送車両法の一部を改正する法律
日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律案	日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律案
日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う關稅法等の臨時特例に関する法律案	日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律案
日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う国有の財産の管理に関する法律案	日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う国有の財産の管理に関する法律案
日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う國稅犯則取締法等の臨時特例に関する法律案	日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う國稅犯則取締法等の臨時特例に関する法律案
日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴うたばこ專売法等の臨時特例に関する法律案	日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴うたばこ專売法等の臨時特例に関する法律案
特別調達資金設置令の一部を改正する法律案	特別調達資金設置法の一部を改正する法律案
同日本院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。	同日本院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
同日本院は、中央更生保護委員会委員に土田豊君を任命することに同意した旨衆議院に通知した。	同日本院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
海上保安庁法の一部を改正する法律案	海上保安庁法の一部を改正する法律案
○議長（佐藤尚武君） 総員起立と認めます。よって本件は全会一致を以て中止いたしました。	○議長（佐藤尚武君） 総員起立と認めます。よって本件は全会一致を以て中止いたしました。

○議長(佐藤尚武君) 日程第一、気象業務法案(内閣提出)を議題といたします。

先づ委員長の報告を求めます。運輸委員長山縣勝見君。

[審査報告書は都合により附録に

掲載]

気象業務法案

右

国会に提出する。

昭和二十七年四月一日

内閣總理大臣 吉田 茂

気象業務法案

気象業務法

日次

第一章 総則(第一條—第三條)

第二章 観測(第四條—第十二條)

第三章 予報及び警報(第十三條—第二十四條)

第四章 無線通信による資料の発表(第二十五條—第二十六條)

第五章 検定(第二十七條—第三十四條)

第六章 罰則(第三十五條—第四十三條)

第七章 罰則(第四十四條—第四十八條)

附則  
第一章 総則  
(目的)  
第一條 この法律は、気象業務に関する基本的制度を定めることによ

つて、気象業務の健全な発達を図り、もつて災害の予防、交通の安全の確保、産業の興隆等公共の福祉の増進に寄與するとともに、気象業務に関する国際的協力を行うこととする。

(定義)  
第一條 この法律において「気象」とは、大気(電離層を除く)の諸現象をいう。

第二條 この法律において「地象」とは、地震及び火山現象並びに気象に密接に関連する地面及び地中の諸現象をいう。

第三條 この法律において「水象」とは、気象又は地震に密接に関連する陸水及び海洋の諸現象をいう。

第四條 この法律において「気象業務」とは、左に掲げる業務をいう。

一 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表

二 気象、地象(地震及び火山現象を除く)及び水象の予報及び警報

三 気象、地象及び水象に関する情報の収集及び発表

四 地球惑星及び地球電気の常時観測並びにその成果の収集及び発表

五 前各号の事項に関する統計の作成及び調査並びに統計及び調查の成果の発表

六 前各号の業務を行ふに必要な研究

七 前各号の業務を行うに必要な附帯業務

八 この法律において「観測」とは、自然科学研究による現象の観察及び測定をいう。

九 この法律において「予報」とは、観測の結果に基づく現象の予想の発表をいう。

十 この法律において「警報」とは、重大な災害の起るおそれのある旨を警告して行う予報をいう。

十一 この法律において「気象測器」とは、気象、地象及び水象の観測に用いる器具、器械及び装置をいう。

十二 この法律において「運輸大臣の任務」とは、左に掲げる事項を達成するため、左に掲げる事項を行なうよう努めなければならない。

十三 この法律において「運輸大臣」は、第一條の目的を達成するため、左に掲げる事項を行なうよう努めなければならない。

十四 この法律において「政府機関(公会共企業体を含む。以下同じ。)」は、地方公共団体、会社その他の団体又は個人に、気象、地象、地動及び水象の観測又は気象、地象、地動及び水象に関する情報の提供を委託することができる。

十五 この法律において「電気事業の運営」は、前二項の規定により気象の観測を技術上の基準に従つてしなければならない者がその施設を設置したときは、運輸省令の定めるところにより、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。これを廃止したときは同様とする。

十六 この法律において「気象の観測」は、中央気象台以外の者の行う気象観測

十七 この法律において「気象に関する情報の収集及び発表」は、中央気象台以外の政府機関又は地方公会共企業体が気象の観測を行なう場合には、政令で定める技術上の基準に従つてこれをしなければならない。但し、左に掲げる気象の観測を行なう場合は、この限りでない。

五 気象の観測の成果、気象の予果の発表の方法及びその成績の発表の方法について統一を図ること。

六 气象の観測の成果、気象の予果及び警報並びに気象に関する利害の者が左に掲げる気象の観測を行なう場合には、前項の技術上の基準に従つてこれをしなければならない。但し、政令で定める気象の観測に従つてこれをしなければならない場合に、前項の技術上の基準に従つてこれをしなければならない。

七 政府機関及び地方公共団体以外の者が左に掲げる気象の観測を行なう場合には、前項の技術上の基準に従つてこれをしなければならない。

八 气象の観測の成果、気象の予果及び警報並びに気象に関する利害の者が左に掲げる気象の観測を行なう場合には、前項の技術上の基準に従つてこれをしなければならない。

九 政府機関及び地方公共団体以外の者が左に掲げる気象の観測を行なう場合には、前項の技術上の基準に従つてこれをしなければならない。

十 政府機関及び地方公共団体以外の者が左に掲げる気象の観測を行なう場合には、前項の技術上の基準に従つてこれをしなければならない。

十一 政府機関及び地方公共団体以外の者が左に掲げる気象の観測を行なう場合には、前項の技術上の基準に従つてこれをしなければならない。

十二 政府機関及び地方公共団体以外の者が左に掲げる気象の観測を行なう場合には、前項の技術上の基準に従つてこれをしなければならない。

十三 政府機関及び地方公共団体以外の者が左に掲げる気象の観測を行なう場合には、前項の技術上の基準に従つてこれをしなければならない。

十四 政府機関及び地方公共団体以外の者が左に掲げる気象の観測を行なう場合には、前項の技術上の基準に従つてこれをしなければならない。

十五 政府機関及び地方公共団体以外の者が左に掲げる気象の観測を行なう場合には、前項の技術上の基準に従つてこれをしなければならない。

十六 政府機関及び地方公共団体以外の者が左に掲げる気象の観測を行なう場合には、前項の技術上の基準に従つてこれをしなければならない。

十七 政府機関及び地方公共団体以外の者が左に掲げる気象の観測を行なう場合には、前項の技術上の基準に従つてこれをしなければならない。

十八 政府機関及び地方公共団体以外の者が左に掲げる気象の観測を行なう場合には、前項の技術上の基準に従つてこれをしなければならない。

十九 政府機関及び地方公共団体以外の者が左に掲げる気象の観測を行なう場合には、前項の技術上の基準に従つてこれをしなければならない。

二十 政府機関及び地方公共団体以外の者が左に掲げる気象の観測を行なう場合には、前項の技術上の基準に従つてこれをしなければならない。

二十一 政府機関及び地方公共団体以外の者が左に掲げる気象の観測を行なう場合には、前項の技術上の基準に従つてこれをしなければならない。

二十二 政府機関及び地方公共団体以外の者が左に掲げる気象の観測を行なう場合には、前項の技術上の基準に従つてこれをしなければならない。

二十三 政府機関及び地方公共団体以外の者が左に掲げる気象の観測を行なう場合には、前項の技術上の基準に従つてこれをしなければならない。

二十四 政府機関及び地方公共団体以外の者が左に掲げる気象の観測を行なう場合には、前項の技術上の基準に従つてこれをしなければならない。

二十五 政府機関及び地方公共団体以外の者が左に掲げる気象の観測を行なう場合には、前項の技術上の基準に従つてこれをしなければならない。

二十六 政府機関及び地方公共団体以外の者が左に掲げる気象の観測を行なう場合には、前項の技術上の基準に従つてこれをしなければならない。

二十七 政府機関及び地方公共団体以外の者が左に掲げる気象の観測を行なう場合には、前項の技術上の基準に従つてこれをしなければならない。

線電信を施設することを要する船で政令で定めるものは、運輸省令の定めるところにより、気象測器を備え付けなければならない。

2 前項の船舶は、運輸省令で定める区域を航行するときは、前條第一項の技術上の基準に従い気象及び水象を観測し、運輸省令の定めるところにより、その成果を運輸大臣に報告しなければならない。

第八條 第十六條の航空予報圖の交付を受けた航空機は、航行を行う場合には、その飛行中、運輸省令の定めるところにより、気象の状況を航空局長官を通じて運輸大臣に報告しなければならない。

2 前項の航空機は、その航行を終ったときは、運輸省令の定めるところにより、その飛行した区域の気象の状況を運輸大臣に報告しなければならない。

(気象測器)

第九條 第六條第一項若しくは第二項の規定により技術測器を使用する気象測器)

第十條 第六條第一項若しくは第二項の規定により技術測器若しくは第八條第一項の航空機において気象の観測に従事する者に対する指揮を受ける。方法について指導をすることができる。

### 第十一條 中央気象台は、気象、地

象、地動、地球磁気、地球電気及び水象の観測の成果並びに気象、地象及び水象に関する情報を直ちに発表することが公衆の利便を増進すると認めるときは、放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（以下單に「報道機関」という。）の協力を求めて、直ちにこれを発表し、公衆に周知させるよう努めなければならない。

(費用の負担等)

第十二條 運輸大臣は、第六條第四項、第七條第二項又は第八條の規定により許可を受けた者が同項の規定により許可を受けた者が同項の規定により船舶に備え付ける気象測器又は第十七條第一項の規定により許可を受けた者が同項の規定により船舶に備え付ける気象測器であつて、第二十七條各号に掲げるものは、同條の検定又は計量法（昭和二十六年法律第二

### 百七号）第四章第二節の比較検査

（政府機関、地方公共団体、公益事業令による電気事業会社及び第一項の船舶以外の者の受けるものに限る）に合格したもの

でなければ、使用してはならない。但し、特殊の種類又は構造の気象測器で政令で定めるものは、

この限りでない。

(観測の実施方法の指導)

第十條 運輸大臣は、第六條第一項若しくは第二項の規定により技術測器若しくは第八條第一項の航空機において気象の観測に従事する者に対する指揮を受ける。

### (予報及び警報)

第十三條 中央気象台は、政令の定めるところにより、気象、地象（地震及び火山現象を除く。この章において以下同じ。）、津波、高潮及び波浪についての一般の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。

2 中央気象台は、前項の予報及び

警報の外、政令の定めるところにより、津波、高潮及び波浪以外の水象についての一般の利用に適合する予報及び警報をすることがで

きる。

(観測成果等の発表)

第十一條 中央気象台は、気象、地象、地動、地球磁気、地球電気及び水象の観測の成果並びに気象、地象及び水象に関する情報を直ちに発表することが公衆の利便を増進すると認めるときは、放送機

関、新聞社、通信社その他の報道機関（以下單に「報道機関」という。）の協力を求めて、直ちにこれを発表し、公衆に周知させるよう努めなければならない。

(費用の負担等)

第十二條 運輸大臣は、第六條第四項、第七條第二項又は第八條の規定により許可を受けた者が同項の規定により船舶に備え付ける気象測器であつて、第二十七條各号に掲げるものは、同條の検定又は計量法（昭和二十六年法律第二

津波、高潮及び波浪についての航空機及び船舶の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。

2 中央気象台は、気象、地象及び水象についての鉄道事業、電気事業その他特殊な事業の利用に適合する予報及び警報をすることがで

きる。

5 第一項の通知を受けた航空庁の機関は、直ちにその通知された事項を航行中の航空機に周知させる

協会の機関は、直ちにその通知された事項の放送をしなければならない。

6 第一項の通知を受けた日本放送協会の機関は、直ちにその通知された事項の放送をしなければならない。

2 中央気象台は、必要があると認めるとときは、第六條第四項の規定により報告を行ふ者に対する報告することができる。

2 運輸大臣は、必要があると認めるとときは、第六條第四項の規定により報告を行ふ者に対する報告することができる。

2 中央気象台は、必要があると認めるとときは、第六條第四項の規定により報告を行ふ者に対する報告することができる。

二、当該予報業務の目的及び範囲に係る中央気象台の警報事項を迅速に受けうることができる施設及び要員を有するものであること。

2、運輸大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めるときは、左の場合を除いて許可しなければならない。

一、許可を受けようとする者が許可の取消を受け、その取消の日から一年を経過しない者であるとき。

二、許可を受けようとする者が、法人の役員が前号に該当する者であるとき。

(変更認可)

第十九條 第十七條第一項の規定により許可を受けた者が同條第二項の予報業務の目的又は範囲を変更しようとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。

2、前條の規定は、前項の場合に準用する。

(警報事項の伝達)

第二十條 第十七條の規定により許可を受けた者は、当該予報業務の目的及び範囲に係る中央気象台の警報事項を当該予報業務の利用者に迅速に伝達するように努めなければならない。

(許可の取消等)

第二十一條 運輸大臣は、第十七條の規定により許可を受けた者が左の各号の一に該当するときは、期間を定めて業務の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。但し、第二号の場合については、運輸大臣が許可を受けた者に対する相当の期間を定めて、その施設及び要員について第十八條第一項第二号に適合するための措置を執るべきことを命じ、その期間内に、許可を受けた者がその命令に従わなかつた場合に限る。

二、この法律又はこれに基く处分に違反したとき。

三、運輸大臣は、前項の届出を受けたときは、直ちにその旨を告示しなければならない。

4、中央気象台以外の者が暴風信号により、暴風の強さ及び風向の警報事項を伝達する場合には、施設により、暴風の強さ及び風向の警報事項を伝達する場合には、中央気象台の指示に従つてこれをしなければならない。

(無線通信による資料の発表)

第二十二條 第十七條の規定により許可を受けた者が、すみやかにその旨を運輸大臣に届け出なければならぬ。

(警報の制限)

第二十三條 中央気象台以外の者は、気象、津波、高潮及び波浪の警報をしてはならない。但し、政令で定める場合は、この限りでない。

(検定)

第二十四條 形象、色彩、燈光又は

音響による標識によつて気象、地象、津波、高潮又は波浪についての予報事項又は警報事項を発表し、又は伝達する者は、運輸省令で定める方法に従つてこれをしなければならない。

(許可の取消等)

第二十一條 運輸大臣は、第十七條の規定により許可を受けた者が左の各号の一に該当するときは、期間を定めて業務の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。但し、第二号の場合については、運輸大臣が許可を受けた者に対する相当の期間を定めて、その施設及び要員について第十八條第一項第二号に適合するための措置を執るべきことを命じ、その期間内に、許可を受けた者がその命令に従わなかつた場合に限る。

二、この法律又はこれに基く处分に違反したとき。

三、運輸大臣は、前項の届出を受けたときは、直ちにその旨を告示しなければならない。

4、中央気象台以外の者が暴風信号により、暴風の強さ及び風向の警報事項を伝達する場合には、施設により、暴風の強さ及び風向の警報事項を伝達する場合には、中央気象台の指示に従つてこれをしなければならない。

(検定)

第二十二條 第十七條の規定により許可を受けた者は、当該予報業務の目的及び範囲に係る中央気象台の警報事項を当該予報業務の利用者に迅速に伝達するように努めなければならない。

(合格基準)

第二十六條 中央気象台以外の者を国内若しくは国外の気象業務を行ふ機関、船舶又は航空機において受信されることを目的とする無線通信により発表する業務を行おうとするものは、運輸大臣の許可を受けなければならない。但し、船舶又は航空機が当該業務を行う場合は、この限りでない。

二、運輸省令で定める構造(材料の性質を含む)を有すること。

三、その器差が運輸省令で定める型式証明を受けた型式の気象測器について、前項の検査を行ふ場合には、同項第一号及び第二号に適合するかどうかの検査を行なうこと。

2、運輸大臣は、第三十二條第一項の型式証明を受けた型式の気象測器について、前項の検査を行なう場合には、同項第一号及び第二号に適合するかどうかの検査を行なうこと。

(検定証印及び検定証書)

第二十九條 検定に合格した気象測器には、運輸省令の定めるところにより、検定証印を附する。但し、その構造上検定証印を附し難い気象測器であつて、運輸省令で定めるものについては、この限りでない。

2、気象測器が検定に合格したときは、運輸大臣は、検定を申請した者に対し、検定証書を交付しなければならない。

## (不合格の理由の通知)

第三十條 運輸大臣は、気象測器の検定の結果、不合格の処分をしたときは、その検定を申請した者に對し、不合格の理由を通知しなければならない。

## (検定の有効期間)

第三十一條 気象測器の検定の有効期間は、五年とする。但し、政令で定める気象測器については、政令で定める期間とする。

## (型式証明)

第三十二條 運輸大臣は、申請により、運輸省令で定める気象測器の型式について、型式証明を行う。

2 運輸大臣は、前項の申請があつたときは、その申請に係る気象測器が第二十八條第一項第一号及び第二号に適合するかどうかを検査し、これに適合すると認めるときは、前項の型式証明をしなければならない。

3 型式証明は、申請者に型式証明書を交付することによつて行う。(手数料)

第三十三條 第二十七條の検定又は前條の型式証明を申請する者は、検定にあつては五千円以下、型式証明にあつては十万円以下の範囲内において、政令で定める額の手数料を納めなければならない。

## (実施細目)

第三十四條 検定証印の様式、検定証書及び型式証明書の様式及び再

交付その他検定及び型式証明に関する細目的事項は、運輸省令で定める。

## 第六章 雜則

## (気象証明等)

第三十五條 中央氣象台は、一般の依頼により、気象、地象及び水象に関する事実について証明及び鑑定を行う。

2 前項の証明又は鑑定を受けようとする者は、政令の定めるところにより、手数料を納めなければならぬ。

第三十六條 中央氣象台は、第十一條に規定するもの外、一般の利用に供するため、気象、地象、地動、地球磁気、地球電気及び水象に関する観測、調査及び研究の成果並びに統計を刊行物の発行その他他の方法により発表するものとする。

## (気象測器等の保全)

第三十七條 何人も、正当の理由がないのに、中央氣象台若しくは第六條第一項若しくは第二項の規定により技術上の基準に従つてしなければならない気象の観測を行う者、屋外に設置する気象測器又は気象、地象(地震及び火山現象を除く)、建波、高潮若しくは波浪原野又はこれらに類する場所で、

は標識の効用を害する行為をしてはならない。

## (土地又は水面の立入)

第三十八條 運輸大臣は、気象、地象、地動、地球磁気、地球電気又は水象の観測を行うため必要がある場合においては、当該業務に従事する職員を国、地方公共団体又は私人が所有し、占有し、又は占用する土地又は水面に立ち入らせることができる。

## 2 前項の規定により宅地又はかかる等で囲まれた土地若しくは水面に立ち入らせる場合には、あらかじめその旨をその所持者は、占有者又は占用者に通知しなければならない。但し、これらの方の方法により発表するものとする。

第三十九條 運輸大臣は、気象、地象、地動、地球磁気、地球電気又は水象を観測するためやむを得ない必要がある場合においては、あらかじめ所有者又は占有者の承諾を得て、当該業務に従事する職員に、障害となる植物又はかき、さく等を伐除させることができ。

## (障害物の除去等)

第四十條 前二條の規定による立入又は伐除により損失を生じた場合においては、因は、その損失をうけた者に対し、通常生ずべき損失を補償する。

2 前項の補償の額に不服がある者は、訴をもつてその増額を請求することができる。

## (報告及び検査)

第四十一條 運輸大臣は、第一條の目的を達成するため必要があると認めるときは、第十七條第一項又は第二十六條第一項の規定により許可を受けた者に、その業務に関する委託により、気象、地象、地動、

おいて、あらかじめ所有者又は占有者の承諾を得ることが困難であり、且つ、当該物件の現状を著しく損傷しないときは、前項の規定にかかわらず、所有者又は占有者の承諾を得ないで、当該業務に従事する職員に、障害となる植物又はかき、さく等を伐除させることができ。

## 3 前項の検査は、犯罪捜査のため認められたものと解釈してはならない。

## 4 前項の検査は、犯罪捜査のため認められたものと解釈してはならない。

## 5 前項の検査は、犯罪捜査のため認められたものと解釈してはならない。

## 6 前項の検査は、犯罪捜査のため認められたものと解釈してはならない。

## (身分証明)

第三十九條 第三十八條、第三十九條又は前條第二項の規定により当該業務に従事する職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

## (特殊な業務の受託)

第四十三條 中央氣象台は、その業務の遂行に支障のない限り、一般の委託により、気象、地象、地動、

## (特殊な業務の受託)

第四十四條 中央氣象台は、その業務の遂行に支障のない限り、一般の委託により、気象、地象、地動、

上の基準に従つてしなければならない気象の観測を行ふ場所又は第七條第一項の船舶に、その職員を派遣して、気象記録、気象測器その他の物件を検査させることができる。

2 前項の設計、製作、検定、修理及び調整を委託する者は、政令の規定により許可を受けた者若しくは第六條第一項若しくは第二項の規定により技術

## 第七章 罰則

第四十四条 第三十七条の規定に違反した者は、三年以下の懲役若しくは五万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第四十五条 第二十三条の規定に違反して警報をした者は、五万円以下の罰金に処する。

第四十六条 第二十四条第一項の規定に違反する者は、三万円以下の罰金に処する。

第四十七条 第二十九条第一項の規定に違反する者は、一万円以下の罰金に処する。

第四十八条 左の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

第四十九条 の規定に違反した者は、三万円以下の罰金に処する。

第五十条 第二十六条第一項の規定に違反して許可を受けないで予報業務を行つた者は、三万円以下の罰金に処する。

第五十一条 第二十七条第一項の規定に違反して許可を受けないで気象の観測の成果を発表する業務を行つた者は、三万円以下の罰金に処する。

第五十二条 左の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

第五十三条 第十九条の規定に違反して認可を受けないで予報業務の目的及び範囲を変更した者は、三万円以下の罰金に処する。

第五十四条 第二十一条本文（第二十六条第二項の規定により準用する場合を含む）の規定による業務の停止の命令に違反した者は、三万円以下の罰金に処する。

第五十五条 第三十八条第一項の規定による立入を拒み、又は妨げた者は、三万円以下の罰金に処する。

第五十六条 第四十一條第一項の規定に違反して報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三万円以下の罰金に処する。

## 五 第四十一條第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第四十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他従業者がその法人又は人の業務に関し、前四條の違反行為をしたときは、行為者を罰するの外、その法人又は人に對しても各本條の罰金刑を科す。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者が当該違反行為を防止するため、當該業務に対し、相當の注意及び監督がつくされたことの證明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

附 則

1 この法律の施行期日は、公布の日から起算して六箇月をこえない期間内において、政令で定める。

2 この法律の施行の際、現に第六條第一項又は第二項の規定により技術上の基準に従つてしなければならない気象の観測をしている者は、この法律の施行の日から五年間は、同條第一項の技術上の基準によらないで気象の観測をしてはならない。但し、附則第六項の規定によつて、本法律はかかる事情に鑑みまして提案されたものであります。

3 前項の者は、この法律の施行の日から三十日以内に運輸省令の定

めることにより、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

4 この法律の施行の際、現に第七

條第一項の船舶に備え付ける気象測器であつて運輸省令で定めるものは、同項の規定の適用については、この法律の施行の日から二年間は、同項の気象測器とみなす。

5 前項の気象測器を備え付ける船舶の行う気象及び水象の観測については、第七條第二項の規定にかかるわらず、この法律の施行の日から二年間は、同項の技術上の基準によらないでよい。

6 この法律の施行の際、現に使用者である気象測器であつて第九條の規定により検定又は計量法第四章第二節の比較検査に合格したものでなければならぬものは、同條の規定の適用については、この法律の施行の日から五年間は、第二十

七條の検定に合格したものとみなす。

7 この法律の施行の際、現に第十一條第一項に規定する予報業務を行つてゐる者は、この

項の業務を行つてゐる者は、この法律の施行の日から六十日間（そ

の期間内に許可の申請をした場合においては、許可する旨又は許可

しない旨の通知を受けるまでの

間）は、これらの規定による許可

を受けないでこれらの業務を行つてもよい。

〔山縣勝見君登壇、拍手〕

○山縣勝見君登壇、拍手

氣象業務法案につきまして、運輸委員会における審議の経過並びに結果を御報告申上げます。

我が国は世界有数の天災國でありますので、災害の防止及び軽減を図りまして、更に進んで国土開発に資するためには、現在殆んどよるべき基準法なくして行われております気象業務の運営に法的秩序を與えますことが緊要と思われる所以あります。なお又我が国は、平和條約に関する宣言において、條約締結後六ヶ月以内に世界氣象機関に参加の承認を申請する意思を有することを宣言いたしておりますので、加入後に備えまして気象業務に関する基本制度を確立しておくことが必要であると考えられるのであります。そこで、本法律はかかる事情に鑑みまして提案されたものであります。

次に本法案の主なる点につきまして申上げますと、その第一は、中央氣象台以外のものの行う気象観測に技術上の基準を設定することであります。即ち中央氣象台以外の気象観測機関は五千八百ヶ所を超えるのであります。これらの中の行う観測方法に統一性を與えまして、観測の成果を総合的に役立たしめようとする趣旨であります。こ

の実施には五ヵ年間の猶予期間が規定

されています。即ち、中央氣象台は警報事項を電通省、海上保安庁、航空

府、N H K に通知いたしまして、それらの機關を通じて市町村長、公衆、船舶、航空機に周知せしめんとするものであります。第三は、予報業務を一般

的には中央氣象台の任務といたしますと共に、中央氣象台以外のものにつきましては予報の国民に與える影響に鑑

みましてこれを許可制としたとしていることであります。第四は、警報を中央氣象台の任務といたしますと共に、公

安上の見地よりいたしまして中央氣象台以外のものによる警報を禁止していることであります。第五は、予報及び

警報の標識を混亂防止のために統一化していることであります。第六は、氣象測器の検定について規定いたしてい

ることであります。第五は、予報及び

警報の標識を混亂防止のために統一化していることであります。第六は、

氣象測器の検定について規定いたしてい

ることであります。これは依頼によつて中央氣象台が行うのであります

が、技術上の基準により氣象観測を行わねばならないもの、一定の船舶及び予報業務の許可を受けたものが用い

る氣象測器につきましては、検定を義務づけておりますが、現に使用中の気

用が認められておるのであります。な

お計量器の検定につきましては、すでに

して、観測の成果を総合的に役立た

されております。第二は、国民に対する気象警報伝達経路を確立していることがあります。即ち、中央氣象台は警報事項を電通省、海上保安庁、航空

府、N H K に通知いたしまして、それらの機関を通じて市町村長、公衆、船舶、航空機に周知せしめんとするものであります。第三は、予報業務を一般

的には中央氣象台の任務といたしますと共に、中央氣象台以外のものにつきましては予報の国民に與える影響に鑑

みましてこれを許可制としたとしていることであります。第四は、警報を中央氣象台の任務といたしますと共に、公

安上の見地よりいたしまして中央氣象台以外のものによる警報を禁止していることであります。第五は、予報及び

警報の標識を混亂防止のために統一化していることであります。第六は、

氣象測器の検定について規定いたしてい

ることであります。第五は、予報及び

警報の標識を混亂防止のために統一化していることであります。第六は、

氣象測器の検定について規定いたしてい

ることであります。これは依頼によつて中央氣象台が行うのであります

が、技術上の基準により氣象観測を行わねばならないもの、一定の船舶及び予報業務の許可を受けたものが用い

る氣象測器につきましては、検定を義務づけておりますが、現に使用中の気

用が認められておるのであります。な

お計量器の検定につきましては、すでに

して、観測の成果を総合的に役立た

ておられます。即ち、中央氣象台は警報事項を電通省、海上保安庁、航空

は特殊の技術と施設とを要することと等の理由によりまして、更に本法案にも規定を設けているのであります。が、計量法による検定との重複を避けまするため、計量法にときましても又本法案においても調査措置が講ぜられておるのであります。以上が本法案の主なる内容であります。

次に本法案に関する主たる質疑について申上げますと、一委員より、「本法案の実施に伴い気象業務の充実強化を図るため、定員を増加し、その施設を増強する必要があると認められるが、政府の所見如何」との質疑があつたのであります。これに対して政府委員より、「今後できるだけ定員、施設の増強に努め、気象業務の充実を図りたい」との答弁があつたのであります。

なお又一委員より、「本法案が法律として施行されるに伴い、運輸省設置法改正の要はないか」との質疑に対しましては、政府委員より、「運輸省設置法についての必要な改正は行政機構改革に備中である」との答弁がありました。又一委員より、「中央気象台は現在運輸省の一附属機関であるが、気象業務強化の見地よりこれを昇格せしめて外局にする考へがあるか」との質疑に対しましては、政府委員より、「外局に昇格させることは適当な措置と考える」との答弁があつたのであります。

かくて質疑を打切りまして、討論に

## 官報 (号外)

入りましたところ、一委員より、中央気象台は、從來技術者の待遇、定員の問題について議論に過ぎたきらいがあつたが、これらの点の改善を図り、気象業務の充実を図らたいとの希望意見を附して、賛成意見が述べられたのであります。次いで採決に入りましたところ、本法案は原案通り可決すべきものと全会一致を以て決定いたしましたのであります。

以上御報告申上げます。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(佐藤尚武君) 権員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。

中小企业等協同組合法の一部を改正する法律案

中小企业等協同組合法の一部を改正する法律案

中小企业等協同組合法(昭和二十四年法律第二百四十九号)の一部を次のように改正する。

第六條第一項第一号中「(企業組合を含み、企業組合以外の組合を除く。)」を削り、「百人」を「三百人」に、「二十人」を三十人に改める。

第七條第二項中「(組合を含む。)」を削る。

第二十三條第一項を次のよう改める。

○議長(佐藤尚武君) 日程第一、中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案、日程第三、特許法の一部を改正する法律案。(いずれも内閣提出、衆議院送付)以上両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。通商産業委員長竹中七郎君。

右の内閣提出案は本院においてこれに附屬して、從來技術者の待遇、定員の問題について議論に過ぎたきらいがあつたが、これらの点の改善を図り、気象業務の充実を図らたいとの希望意見を附して、賛成意見が述べられたのであります。次いで採決に入りましたところ、本法案は原案通り可決すべきものと全会一致を以て決定いたしましたのであります。

よつて国会法第八十三條により送付されたところ、本法案は原案通り可決すべきものと全会一致を以て決定いたしましたのであります。

以上御報告申上げます。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(佐藤尚武君) 権員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。

第二十五條及び第二十六條 削除

第二十七條第一項中「定款作成委員が定款を作成したときは、発起人は」を「発起人は、定款を作成し、同條第三項中「定款作成委員」を「発起人」に、同條第六項中「第二百四十七條、第二百四十八條、第二百五十條」を「第二百四十七條から第二百五十九條まで」に、「商法第二百四十七條第一項」を「商法第二百四十四條第二項中「取締役」とあるのは、「発起人」と、第二百四十七條第一項に改めることとする。

第七條第一項を「商法第二百四十四條第二項中「取締役」とあるのは、「発起人」と、第二百四十七條第一項に改めることとする。

第三十六條の三 理事会の議事は、理事の過半数が出席し、その過半数で済する。

第三十七條第二項を次のよう改める。

2 組合は、定数の定めるところにより、理事が書面により理事会の議決に加わることができるものとすることができる。

3 役員は、定数の定めるところにより、総会において選舉する。但し、設立当時の役員は、創立総会において選舉する。

4 理事(企業組合の理事を除く。以下本項中同じ。)の定数の少くとも三分の二は、組合員又は組合員たる法人の役員でなければならない。但し、設立当時の理事の定数に次の三項を加える。

1 組合員は、事業を休止したとき、事業の一部を廃止したとき、その他特にやむを得ない事由があると認められるときは、定款の定めるところにより、事業年度の終において、その出資口数を減少することができる。

2 左に掲げる者は、その組合の理事となつてはならない。

3 組合の事業と実質的に競争關係にある事業であつて、組合員の資格として定款に定められる事業の事業者を行つ者(法人である場合には、その役員)である場合には、その役員に競争關係にある事業を行つ者(第六條第一項又は第二項に掲げる小規模の事業者を除く)であつて、組合員でない者(法人である場合には、その役員)。



## 附 則 (施行の期日)

この法律は、昭和二十七年五月一日から施行する。但し、第六條第一項第一号、第七十七條第三項及び第一百七條の改正規定は、「公布の日から施行する。」

2 この法律の施行前に改正前の第二十七條第一項の規定により公告した定款は、改正後の第二十七條第一項の規定により発起人が作成し、公表したものとみなす。

## (訴の提起等についての担保)

この法律の施行前に、改正前の第二十七條第六項若しくは第五十四條において準用する商法第二百四十七條若しくは改正前の第六十條において準用する商法第一百四十九條若しくは改正前の第六十條において準用する商法第五十八條において準用する商法第五十九条において準用する商法第五十八条の規定に基いてした訴又は請求については、この法律の施行後もなお従前の例による。

## (役員の補充)

この法律の施行の際、現に理事又は監事のうち、その定数の三分の一を欠けるものが欠けているとときは、この法律の施行の日から三箇月以内に補充しなければならない。

## (罰則)

この法律の施行前にした行為に

対する罰則の適用については、この法律の施行後もなお従前の例による。

[審査報告書は都合により附録に掲載]

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よって国会法第八十三條により送付する。

昭和二十七年四月二十四日

衆議院議長 林 駿治

參議院議長 佐藤尚武殿

特許法の一部を改正する法律案

特許法の一部を改正する法律

特許法(大正十年法律第九十六号)

特許法(大正十年法律第九十七号)

特許法(大正十年法律第九十八号)

特許法(大正十年法律九十九号)

特許法(大正十年法律一百零二号)

特許法(大正十年法律一百零八号)

特許法(大正十年法律一百一十二号)

特許法(大正十年法律一百一十五号)

特許法(大正十年法律一百一十八号)

特許法(大正十年法律一百二十号)

特許法(大正十年法律一百一十六号)

特許法(大正十年法律一百一十九号)

特許法(大正十年法律一百二十一号)

特許法(大正十年法律一百二十二号)

特許法(大正十年法律一百二十三号)

約の最初の効力発生の日から施行する。

2 この法律の施行の日から日本国が國際民間航空條約の当事国となるまでの間は、國際航空に從事する國際民間航空條約の当事国(工業所有権保護に関する千八百八十一年三月二十日のパリ同盟條約)当事国でない國で、國際民間航空條約の他のすべての当事国の国民に対し特許権、实用新案権、意匠権その他特許、実用新案又は意匠に関する権利の享有を認める國以外のものを除く)の航空機又はその装置若しくはその用に供するため輸入した装置は、他の用に供する場合を除き、特許法第三十六条の装置若しくはその用に供するたの三百人に引上げ、又商業面で同じく二十人となつておりましたので從業員が常時百人となつております。たの三百人に引上げ、又商業面で同じく二十人となつておりましたので三十人に引上げております。第二点として、広地域に亘る連合会の事業に関する制限を廢止していること。第三点として、定数の三分の一を限度として組合員でない理事、いわゆる員外理事の選任を認めていること。第四点として、組合の権限を拡充して、大規模な組合の運営を容易にしていること。第五点として、行政の監督を強化していくことがあります。

本改正法案の骨子は左の五点であり、第一点として、組合員たる業者の規模を引上げること、即ち工業面

に於ける本改正法案の骨子は左の五点でありまして、その後二回ほど改正を見ました

が、なお、その後の経験と最近の実情に照らしまして更に組合の組織と運営の合理化を期するために、若干の改正を加える必要を感じまして、ここに本改正案の提出を見た次第であります。

本改正法案の骨子は左の五点でありまして、第一点として、組合員たる業者の規模を引上げること、即ち工業面

の変更が見られました。

かつかたとの間に對しまして、「兼営する」との答弁がありました。又、「組合員の預金受入を兼営し得ることは宿望であり、事業協同組合を育成する重要な方策であるが、何故に認められない

かつかた」との間に對しまして、「兼営の危険性や資金の効率などの理由から

政府部内の意見が一致しなかつた」との答弁がありました。

かくて質疑を終り、討論に入りましたところ、猪野委員より、商業面の組合員資格の規模を引上げること、及

び組合の預金業務兼営を探り上げることを希望條件としまして賛成、次に栗山委員より、中小企業庁を廢止せぬことと、優秀な中小企業に結びの金融措置を譲ること、及び海外市場の積極的開拓を要望して賛成、又、結城委員より、公共性の強い組合指導者の育成を要望せられました。

池澤委員よりも大体同様なる趣旨の要望がありまして賛成を述べられました。

次いで採決に入りましたが、全会一致を以ちまして本改正法案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に特許法の一部を改正する法律案についても本改正法案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に特許法の一部を改正する法律案につきまして、通商産業委員会において審議の経過並びに結果を御報告いたします。

1 この法律は、日本國との平和條約

する審議の経過と結果を御報告いたします。

と思うが、将来考慮したいとの答弁

今般、平和條約の発効に伴いまして本改正が必要となつたのであらまして、本法案の骨子は大体三つに分けることがであります。第一の点は、從来我が國におきまして特許権等を享有できる外国人は、我が國に住所若しくは営業所を持つて居る者、並びにその他特定の者に限られたのであります。その他の外国人に対する特許権等を享有できるのであります。この措置によりまして、その他の外国人に対する特許権等を除外するものであります。この措置は、我が國が國際民間航空條約に加入しましては、一切特許権等の享有を認めましましては、一切特許権等の享有を認めます。そこで、本法律案を擴張する事になります。

## (外)号報官

が、今回の平和條約によりまして、連合国の中で我が國民に特許権等について内國民待遇を與えている國の國民につきましては、我が國も同様に内國民待遇を與えることになつて居るので、これを特許法の中に規定しようといふのであります。第二点は、今回の平和條約に参加していない國におきましてすでに我が國の國民に対しまして無條件に又は相互主義により特許権等の享有について内國民待遇を與える」ととしている國が多い現状でありますので、これらの諸国につきましては、前記連合国と同様に相互主義の原則に基づいて特許権等を享有できるよういたしたいということであります。第三点は附則の改正であります。今回の平和條約が発効と同時に、我が國は國際民間航空條約加入前と見えどもその航空條約の規定を実施することになつておりますので、この條約の航空機、

その部品等が、特許権等の侵害の理由で差押その他の請求を受けることがないように、特許権等の効力を除外することとするのであります。この措置は、我が國が國際民間航空條約に加入するまでの臨時的なもので、條約加入後は現行特許法により同條約が適用されることになります。以上が改正される点であります。

本委員会においては、本法律案を擴張議の上、討論を省略し、採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定した次第であります。

**○議長(佐藤尚武君)** 別に御発言もなければ、これより両案の採決をいたします。両案を全部問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

**〔賛成者起立〕**

右御報告いたします。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなれば、これより両案の採決をいたします。両案を全部問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

(いすれも内閣提出、衆議院送付)以上四案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔審査報告書は都合により附録にめます。先づ委員長の報告を求めます。法務委員長小野義夫君。〕

**第五章 故免及び刑の輕減(第一)**  
第八條(第三十一條)

**第六章 雜則(第三十二條—第三十七條)**

**七 関係國 極東國際軍事裁判所**

**附則 第一章 総則**  
(この法律の目的)

第一條 この法律は、平和條約第十一条による極東國際軍事裁判所及びその他の連合國戰爭犯罪法廷が科した刑について、それぞれの法廷を設置して裁判を行つた場合に代表者を出席させた國又はこれらの國の代表機關をいい、その他の連合國戰爭犯罪法廷が科した刑については、それぞれの法廷を設置して裁判を行つた國又はこれらの國の代表機關をいい。

〔行政機關〕

第一條 この法律は、平和條約第十一条による極東國際軍事裁判所及びその他の連合國戰爭犯罪法廷が科した刑の執行並びに刑を科せられた者に対する赦免、刑の輕減及び仮出所が適正に行われることを目的とする。

第三條 刑の執行に関する事項は、法務總裁が管理し、赦免、刑の輕減、仮出所及び一時出所に関する事項は、この法律の定めるところにより、委員會が管理する。

**第五章 故免及び刑の執行**

第五條 刑の執行については、この法律に特別の規定があるもののほか、監獄法(明治四十一年法律第十九号)中の受刑者に関する規定を準用する。但し、千九百五

十一年七月六日以降に國際刑法及び刑務委員会によって承認された被拘禁者の待遇に関する最低基準その他の國際慣習を尊重するものと

する。

**第六章 雜則(第一條—第四條)**  
**第一章 総則(第一條—第四條)**  
**第二章 刑の執行(第五條—第十**  
五條)  
**第三章 仮出所(第十六條—第二**  
十三條)  
**第四章 一時出所(第二十四條—**

月八日にサン・フランシスコ市で署名された日本國との平和條約をいう。

**第五條 刑の執行**  
(准拠法例)

第一條 前條に定める極東國際軍事裁判所及びその他の連合國戰爭犯罪法廷の科した刑をいう。

第二條 刑期 刑の期間をいう。

第三條 刑の執行

刑の執行については、この法律に特別の規定があるもののほか、監獄法(明治四十一年法律第十九号)中の受刑者に関する

規定を準用する。但し、千九百五

十一年七月六日以降に國際刑法及び刑務委員会によって承認された被拘禁者の待遇に関する最低基準その他の國際慣習を尊重するものと

する。

**第七章 安全保障條約第三條**  
一時出所(第二十四條—

五 在所者 刑務所において刑の執行を受けている者をいう。

六 委員會 法務府の外局として

(刑務所)

第六條 刑の執行は、別に法律で定める在場刑務所において行う。

第七條 刑務所の長は、連合国最高司令官又は関係国から、その管理の下にある刑を科せられた者を残す刑の執行のため引き渡されたときは、その者を刑務所に収容し、直ちに、その刑の執行に着手しなければならない。

2 前項の場合において、その引き渡された者の人達でないことを認め、且つ、その執行すべき刑期を確認するについては、連合国最高司令官又は関係国から引き続いだ刑の執行に関する文書によらなければならぬ。

3 刑務所の長は、前項の文書を調べた結果、その人達でないことが執行すべき刑期を確認し難い場合は執行すべき刑期を確認し難いときは、関係国に照会する手続をとり、且つ、その回答に従わなければならない。

(刑の執行の終了及び釈放)

第八條 刑の執行は、この法律の定めるところにより特に出所を許される場合を除くほか、刑期が満了する日まで行うものとする。

2 刑期の満了による釈放は、刑期が満了する日の午後六時までに行つては、一月を経過するごとに五日

(未決日数の算入)

第九條 戰争犯罪の嫌疑により拘留され、又は拘禁された未決日数は、全部刑期に算入する。

2 前項の未決日数について、確實な資料がないときは、刑務所の長

は、関係国に照会する手続をとり、これを明らかにしなければならない。

(病院移送)

第十條 刑務所の長は、在所者が精神、伝染病その他の疾病にかかり、それが重病であつて刑務所において適当な治療を行うことができないと認めるときは、期間及び条件を定めて、その者を病院に移送することができる。

2 前項の規定により病院に移送された者は、在所者とみなす。

(善行特典)

第十一條 有期の刑について、在所者及び仮出所中の者が善行を保持していると認められる場合には、善行特典を與えるものとする。

2 善行特典は、左の各号の定めるところにより、刑期満了の日を繰り上げる。

3 刑務所の長は、前項の規定により刑期満了の日を繰り上げるべき期間が三十日以上となつたときは、三十日ごとに一日に満たない端数を生じたときは、これを一日に切り上げるものとする。

(刑の執行の終了及び釈放)

2 前項の規定により刑期満了の日を繰り上げるべき期間が三十日以上となつたときは、三十日ごとにこれを一日とする。

4 前二項の規定により刑期満了の日を繰り上げるべき期間が三十日以上となつたときは、三十日ごとにこれを一日とする。

5 第二項及び第三項の規定の適用については、継続して執行すべき

2 上の刑があるときは、合算し

ての刑期により、同時に執行すべき

2 上の刑があるときは、最も長い刑期による。

6 善行特典は、戦争犯罪の嫌疑により拘留され、又は拘禁された未

決の期間並びに連合国最高司令官又は関係国によつてなされた刑の執行の期間及び仮出所の期間についても與えるものとする。刑の輕減により有期の刑に変更された場合においては、変更前の拘禁又は

刑の執行の期間についても、同様とする。

7 刑期が変更された場合においては、刑期満了の日が繰り上がるべき期間を計算する場合において、さらに一月を経過するも同項の規定により繰り上がるべき日数を余さないこととなるときは、一月を三十日とみなし

て同項各号に定める割合で、刑期満了の日を繰り上げる。この場合において、繰り上げるべき期間に一日に満たない端数を生じたときは、これを一日に切り上げるものとする。

(善行特典のはく奪及び回復)

第十二條 刑務所の長は、在所者が刑務所の規則に違反したときは、その在所者につき前條の規定により刑期満了の日が繰り上がった期間の全部又は一部をはく奪することができる。

2 刑務所の長は、前項の規定によりはく奪した期間について、その後の状況により、その全部又は一部を回復することができる。第二十二條第四項及び第二十七條第一項の規定により失つた期間についても、同様とする。

(執行に関する疑惑)

第十三條 在所者は、刑の執行に関する疑惑があるときは、法務省裁に

2 第二項及び第三項の規定の適用については、継続して執行すべき

2 上の刑があるときは、合算し

ての刑期により、同時に執行すべき

2 上の刑があるときは、最も長い刑期による。

6 善行特典は、戦争犯罪の嫌疑により拘留され、又は拘禁された未

は、刑務所の長は、收容状を発するものとする。

(收容状)

第十五條 收容状は、收監状と同一の効力を有する。

2 收容状の執行については、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)中收監状の執行に関する

規定を準用する。但し、その執行は、刑務所の長が指揮し、法務府事務官が行うものとする。

3 罷免官又は警察吏員は、刑務所の長の依頼により、收容状の執行をすることができる。

(適格性)

第十六條 刑期のうち左の期間を経過し、且つ、刑務所の規則を遵守している在所者は、仮出所の適格性を有する。

2 刑務所の長は、前項の規定によりはく奪した期間について、その

2 刑期の三分の一

2 刑期四十五年以上の者又は刑期が終身にわたる者について

は、十五年

2 前項の刑期については、第十一條第五項の規定を準用する。

(申請)

第十七條 仮出所の適格性を有する

在所者が仮出所の審理を受けよう

とするときは、刑務所の長を經由して委員会に対し、この規則の定

第十四條 在所者が逃亡したとき

めることにより、文書をもつて仮出所の申請をしなければならない。

2 前項の申請書には、左の事項を記載しなければならない。

一、帰住予定地、帰住した場合の同居者、その者との関係並びにその者の健康、職業及び経済状態。

## 二、戦争犯罪にとられた事実、共犯者との関係及びやく量すべき情状。

## 三、拘禁を受けた期間並びに施設の名称及び所在地。

## 四、その他仮出所の審理に参考となるべき事項。

3 在所者が心身の故障によりみずから仮出所の申請書を作ることができないときは、刑務所の長又はその指名する所属の職員は、委員会の規則の定めるところにより、これを代謝することができ

る。

4 刑務所の長は、仮出所の申請書が差し出されたときは、すみやかに、これに意見を附し、その者にかかる判決書の写及び在所中の成績その他刑の執行の経過の概要を記載した報告書を添えて、委員会に渡さなければならない。

(願出)

第十八條 仮出所の適格性を有する

在所者の親族、知友その他の関係者は、委員会に対し、その規則の定めるところにより、文書をもつてその者の仮出所の審理について願出をすることができる。

2 前項の願出書が刑務所に差し出されたときは、刑務所の長は、直ちに、これを委員会に進呈しなければならない。

## (審理)

第十九條 委員会は、仮出所の申請書を受理したときは、まず、申請書及び第十七條第四項の書類を調査して、その在所者が仮出所の適格性を有するか否かを判別しなければならない。

2 前項の場合において、委員会は、在所者が仮出所の適格性を有しないと認めるときは、決定をもつて申請を却下し、仮出所の処分をし、その他の必要な手続をとらなければならぬ。仮出所を許される者が仮出所中違せず所を許される者に當つては、仮出所の処分をするに当つては、假出所の定めるところにより、仮出所の処分をし、その他の必要な手続をとらなければならぬ。仮出所の許可は、すみやかに、委員会の規則の定めるところにより、仮出所の処分をするに当つては、仮出所の許可は、すみやかに、委員会の規則の定めるところにより、仮出所の処分をし、その他の必要な手続をとらなければならぬ。仮出所の許可は、すみやかに、委員会の規則の定めるところにより、仮出所の処分をし、その他の必要な手続をとらなければならぬ。

## 3 仮出所の審理に当つて、申請書、願出書、報告書その他の委員会に提出された資料のみによつては、當該事案につき判断の基礎となる事実関係を明らかにすることができないときは、委員会は、申請

できないときは、委員会は、申請

の補充に努めなければならない。

4 委員会は、審理の結果に基

て、当該事案が平和條約第十一條に定める勧告の手続をとることを相当とするか否かについて決定をしなければならない。

5 前項の場合において、勧告の手続をとることを相当とする旨の決定をしたときは、委員会は、これを法務省に報告しなければならない。

## (処分)

第二十條 委員会は、平和條約第十一条に定める日本国勧告及び開

係國の決定によつて在所者の仮出

所を許すことができるに至つたと

きは、すみやかに、委員会の規則

の定めるところにより、仮出所の

処分をし、その他の必要な手

続をとらなければならぬ。仮出

所を許される者が仮出所中違せず

所を許される者に當つては、仮出

所の許可は、すみやかに、委員会

の規則の定めるところにより、仮出

所の許可は、すみやかに、委員会

の規則の定めるところにより、仮出

所の許可は、すみやかに、委員会

の規則の定めるところにより、仮出

所の許可は、すみやかに、委員会

の規則の定めるところにより、仮出

所の処分の実施及び保護監督に准用する。

## (処分の取消)

第二十二條 仮出所の処分は、仮出

所中の者が逃亡し、又は遵守すべ

き事項を遵守しなかつたときは、

取り消すことができる。その情状が

が重いとき、及び仮出所の処分が

虚偽の陳述に基いてなされたこと

が明らかとなつたときは、取り消

さなければならない。

## (仮出)

第二十三條 委員会は、仮出

所の処分の取消は、委員会

が審理し、決定をもつて行う。

3 前項の審理に當つては、仮出

所の中的者が逃亡した場合を除き、そ

の者に委員会又はその指名する委

員の面前で弁解する機会を與えな

ければならない。

4 仮出所の処分が取り消されたと

きは、その者は、善行特典の日数

の全部を失うものとし、且つ、仮

出所中の日数は、刑期に算入しな

い。

## (保護監督)

第二十四條 委員会は、左の各号の

消したときは、直ちに、その旨を

刑務所の長に通知しなければなら

ない。

5 委員会は、仮出所の処分を取り

消したときは、直ちに、その旨を

刑務所の長に通知しなければなら

ない。

## (収容)

第二十五條 委員会は、左の各号の

に掲げる事由がある場合におい

て、特に必要があると認めるとき

は、決定をもつて、期間を定め、在

所者の一時出所を許すことができる。

但し、第一号又は第二号に掲げ

る者の危篤に際し、一時出所を許さ

れた者の、その後六月以内におけ

る同一人の死亡又は危篤を理由と

する一時出所は、この限りでない。

第二十六條 委員会は、仮出所中の

から第四十一條までの規定は、仮

出所の処分の実施及び保護監督に

疑うに足りる十分な理由があるとき、仮出所の処分を仮に取り消して、仮收容状を発することができる。

## (仮收容)

第二十七條 仮出所の処分は、仮出

所中の者が逃亡し、又は遵守すべ

き事項を遵守しなかつたときは、

取り消すことができる。その情状が

が重いとき、及び仮出所の処分が

虚偽の陳述に基いてなされたこと

が明らかとなつたときは、取り消

さなければならない。

## (仮收容)

第二十八條 委員会は、仮出

所の処分の取消は、委員会

が審理し、決定をもつて行う。

3 前項の審理に當つては、仮出

所の中的者が逃亡した場合を除き、そ

の者に委員会又はその指名する委

員の面前で弁解する機会を與えな

ければならない。

4 仮出所の処分が取り消されたと

きは、その者は、善行特典の日数

の全部を失うものとし、且つ、仮

出所中の日数は、刑期に算入しな

い。

## (事由及び期間)

第二十九條 委員会は、左の各号の

に掲げる事由がある場合におい

て、特に必要があると認めるとき

は、決定をもつて、期間を定め、在

所者の一時出所を許すことができる。

但し、第一号又は第二号に掲げ

る者の危篤に際し、一時出所を許さ

れた者の、その後六月以内におけ

る同一人の死亡又は危篤を理由と

する一時出所は、この限りでない。

一 在所者の父母、配偶者又は子が死亡したとき、又は危篤であるとき。

二 在所者の未成年の子を現に扶養し、又は監護する者が死亡したとき、又は危篤であるとき。

三 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、在所者又はその近親の住居及び家財が破壊され、又は滅失したため、在所者本人が出向かなければその後始末ができない窮状にあるとき。

2 一時出所の期間は、目的地までの往復の日数を除き、五日をこえてはならない。

(願出)

第二十五條 在所者又はその親族、知友その他の関係者は、委員会に対し、その規則の定めるところにより、文書をもつて一時出所の願出をすることができる。

2 前項の願出書には、左の書類を添付しなければならない。  
1 前條第一項第一号又は第二号の事由に基く願出については、その死亡又は危篤の事実並びにその状況（危篤の場合には、その症状及び回復の見込に関する意見を含む。）を記載した医師の診断書、検査書又は死亡証書  
2 同項第三号の事由に基く願出については、その災害並びにこ

れによる住居及び家財の被害の状況を明らかにし、且つ、その後始末のために在所者本人が出向いて来なければならない窮状にあるか否かについての意見を附した当該市町村長又はその代理人の證明書

(誓約及び同伴)

第二十六條 委員会は、在所者の一時出所を許すときは、その者が一時出所中遵守すべき事項を定めて誓約させ、且つ、保護觀察官及び法務府事務官のうちからその者の監督に適当な者を選んでこれに同伴させ、その他監督上必要な措置をとらなければならない。

(遵守事項違反等)

第二十七條 一時出所中の者が逃亡し、又は遵守事項を遵守しなかつたときは、委員会は、決定をもつて善行特典の日数の全部又は一部をはく奪するものとする。

2 委員会は、前項の決定をしたときは、その旨を刑務所の長に通知しなければならない。

1 前條第一項第一号又は第二号の事由に基く願出については、その死亡又は危篤の事実並びにその状況（危篤の場合には、その症状及び回復の見込に関する意見を含む。）を記載した医師の診断書、検査書又は死亡証書  
2 同項第三号の事由に基く願出については、その災害並びにこ

ようとし、又は遵守すべき事項を遵守しなかつたことを疑うに足りる十分な理由があるときは、直ちにその者を刑務所に連れもどす」とができる。

第五章 赦免及び刑の軽減

(適格性)

第二十八條 在所者及び仮出所中の者は、すべて、赦免又は刑の軽減の審理を受けることができる。

(申請及び願出)

第二十九條 在所者又は仮出所中の者が赦免又は刑の軽減の審理を受けるときは、在所者は刑務所の長を経由して、仮出所中の者は直接、委員会に対して、その規則の定めるところにより、文書をもつてその申請をしなければならない。

(遵守)

第三十條 委員会は、赦免又は刑の

ならない。刑務所の長から文書をもつて申出があつたときも、同様とする。

## 第六章 雄別

(記録等の請求)

第三十二條 委員会は、この法律によつてその権限に属せしめられた

事項の調査について必要があるときは、刑務所その他の公務所に対し、記録、書類、意見書及び報告書の提出を求めることができる。

第三十三條 関係国に対する連絡通報を速速且つ円滑に行うため、法務總裁は、刑の執行に関する書類を、委員会は、赦免又は刑の軽減、仮出所及び一時出所に関する書類を常に整備しておかなければならぬ。

(書類の整備及び連絡)

第三十四條 関係国に対する連絡通報を速速且つ円滑に行うため、法務總裁は、刑の執行に関する書類を、委員会は、赦免又は刑の軽減、仮出所及び一時出所に関する書類を常に整備しておかなければならぬ。

(記録等の請求)

第三十五條 委員会は、平和條約第十一條に定める勧告の手続をとるに当つては、委員会は、関係国に提出すべき書類として、左に掲げる書類で当該事案に關するものを、それぞれの事案ごとに整備しておかなければならぬ。

2 平和條約第十一條に定める勧告の手続をとるに当つては、委員会は、関係国に提出すべき書類として、左に掲げる書類で当該事案に關するものを、それぞれの事案ごとに整備しておかなければならぬ。

3 第二十二条第一項、第二項、第五項及び第六項の規定は、一時出所の取扱いに準用する。

4 一時出所の処分が取り消されたときは、一時出所中の日数は、刑期に算入しない。

5 前條の同伴に当る保護觀察官又は

第三十一條 委員会は、平和條約第十一條に定める日本國の勧告及び関係國の決定によつて在所者又は仮出所中の者の赦免又は刑の軽減の申請又は願出に準用する。

1 誓免、刑の軽減又は仮出所の申請書の写  
2 誓免、刑の軽減又は仮出所の写又はその要旨を記載した書類  
3 在所中の行状及び成績に関する書類  
4 在所中の行状及び成績に関する書類

5 前條の同伴に当る保護觀察官又は

該処分に関する刑務所の長の意

は、すみやかに、委員会の規則の定めるところにより、赦免又は刑の軽減の処分をし、その他これに

## 官報(号外)

- 見書の写又はその要旨を記載した書類
- 四 仮出所中の行状を明らかにするべき遵守事項及び本人に交付すべき仮出所証書の写
- 五 仮出所の際に本人に誓約させるべき連守事項及び本人に交付すべき仮出所証書の写
- 六 医師の診断書又は公務所の證明書等本人又はその家庭の現況を明らかにする説明書の写又はその要旨を記載した書類
- 七 その他参考となるべき情報書

- 三 法務總裁は、法務府令の定めるところにより、在所者にかかる左の事項を、一月ごとに取りまとめて、翌月初に関係国に通報しなければならない。
- 一 入所
- 二 出所
- 三 病院への移送及び病院からの復所
- 四 死亡
- 五 逃亡

- 四 委員会は、その規則の定めるところにより、仮出所中の者にかかる左の事項及び在所者にかかる第一号から第四号までの事項を、一月ごとに取りまとめて、翌月初に関係国に通報しなければならない。

- 三十五條 平和條約第十一條に定める赦免、刑の輕減及び仮出所の勸告及び決定に関する連絡に必要な手続は、政令で定める。  
(法務府令等)

- 第三十六條 第二章で定めるものほか、第二章の規定の施行に關て必要な事項は、法務府令で定めること。
- 2 刑務所の長は、法務總裁の認可を要して、在所者の処遇に関する

- この場合において、連合國最高司法官又は関係国が定めた仮出所の務令でこれを定める。
- 1 救免
- 2 刑の輕減

見書の写又はその要旨を記載し

- 三 仮出所及びその取消  
四 一時出所及びその理由並びに一時出所の取消

- 五 仮出所中の行状を明らかにするべき連守事項及び本人に交付すべき仮出所証書の写

- 六 医師の診断書又は公務所の證明書等本人又はその家庭の現況を明らかにする説明書の写又はその要旨を記載した書類

- 七 その他参考となるべき情報書

細則を定めることがない。

(委員会の規則)

第三十七條 この法律及び第三十五条の規定による政令で定めるものほか、この法律によつて委員会の権限に属せしめられた事項に関する細則は、委員会の規則で定める。

第三十八條 この法律は、平和條約の最初の効力発生の日から施行する。

第三十九條 この法律は、この法律の施行後関係国から死刑の執行のため日本國の管理に移された者についても、適用があるものとする。

第四十條 法務府設置法の一部を次のように改正する。

(法務府設置法の一部改正)

第六条第三項中「その他法務に關する事項」の下に「平和條約第十一條による刑の執行及び赦免等に関する事項」を加える。

(施行期日)

昭和二十七年四月十七日

衆議院議長 林 譲治

参議院議長佐藤尚武殿

第七條第二項中第五号の次に次の「一号を加える。」

六 平和條約第十一條による刑の執行及び赦免等に関する法律の規定による刑の執行

2 第九條及び第十一條の規定は、関係国の同意がないときは、当該

関係国が設置した連合國戦争犯罪法庭によって刑を科せられた者については、適用しない。

3 この法律中仮出所及び一時出所に関する規定は、この法律の施行

については、適用しない。

第十三條の六を第十三條の七とし、以下第十三條の十三まで一條ずつ繰り下げ、第十三條の五の次に次の一條を加える。

第十三條の六 極東国際軍事裁判所及びその他の連合國戦争犯罪

法廷により刑を科せられた者を收容するため、法務總裁の管理に属する東京刑務所を置く。

東京刑務所は、これを東京都に移された者についても、適用する。

(法務府令等)

第一條 この法律は、日本國との平和條約(以下「平和條約」という。)再審査等に関する法律案

平和條約の実施に伴う民事判決の再審査等に関する法律

第一條 この法律は、日本國との平和條約(以下「平和條約」という。)再審査等に関する法律案

平和條約の実施に伴う民事判決の再審査等に関する法律

期間その他の事項で、この法律に

これに相当する事項に関する規定のあるものは、この法律によつて定められた事項とみなす。

平和條約の実施に伴う民事判決の再審査等に関する法律案

右の内閣提出は本院においてこれを可決した。

再審査等に関する法律案

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和二十七年四月十七日

衆議院議長 林 譲治

参議院議長佐藤尚武殿

第七條第二項中第五号の次に次の「一号を加える。」

六 平和條約第十一條による刑の執行及び赦免等に関する法律の規定による刑の執行

2 第九條及び第十一條の規定は、

関係国の同意がないときは、当該

関係国が設置した連合國戦争犯罪

法廷によって刑を科せられた者については、適用しない。

3 この法律中仮出所及び一時出所

に関する規定は、この法律の施行

については、適用しない。

第十三條の六 極東国際軍事裁判

所及びその他の連合國戦争犯罪

法廷により刑を科せられた者を收容するため、法務總裁の管理

に属する東京刑務所を置く。

東京刑務所は、これを東京都に移

された者についても、適用する。

(法務府令等)

第一條 この法律において「連合國」とは、平和條約第二十五條に規定する連合國をいう。

2 この法律において「連合国人」とは、左の各号に掲げるものをい

第十七條中「第十三條の十二」を

「第十三條の十四」に改める。

[審査報告書は都合により附録に掲載]

平和條約の実施に伴う民事判決の再審査等に関する法律案

右の内閣提出は本院においてこれを可決した。

再審査等に関する法律案

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和二十七年四月十七日

衆議院議長 林 譲治

参議院議長佐藤尚武殿

第七條第二項中第五号の次に次の「一号を加える。」

六 平和條約第十一條による刑の執行及び赦免等に関する法律の規定による刑の執行

2 第九條及び第十一條の規定は、

関係国の同意がないときは、当該

関係国が設置した連合國戦争犯罪

法廷によって刑を科せられた者については、適用しない。

3 この法律中仮出所及び一時出所

に関する規定は、この法律の施行

については、適用しない。

第十三條の六 極東国際軍事裁判

所及びその他の連合國戦争犯罪

法廷により刑を科せられた者を收容するため、法務總裁の管理

に属する東京刑務所を置く。

東京刑務所は、これを東京都に移

された者についても、適用する。

(法務府令等)

第一條 この法律において「連合國」とは、平和條約第二十五條に規定する連合國をいう。

2 この法律において「連合国人」とは、左の各号に掲げるものをい

- 一 連合国に国籍を有する者  
二 連合国の法令に基いて設立された法人その他の団体  
三 前号に掲げるものを除く外、  
　　當利を目的とする法人その他の  
　　団体で、前二号又は本号に掲げ  
　　るものかその株式又は持分、當該  
　　法人その他の団体の役員が前二  
　　号又は本号に掲げるものの計算  
　　において有する株式又は持分を  
　　全部を有するもの  
四 第二号に掲げるものを除く  
　　外、前三号又は本号に掲げるも  
　　のが支配する當利を目的としな  
　　い法人その他の団体

(再審の訴)

第三條 連合国人が日本国と当該連合国との間に平和條約が効力を生ずる日までに終局判決の言渡を受ける、その判決が昭和十六年十二月八日以後に確定した場合において、当該連合国人が、同日以後日本国と当該連合国との間に平和條約が効力を生ずる日までの間に訴訟手続において、原告又は被告として事件について充分な陳述ができないときは、当該連合国人は、日本国と当該連合国との間に平和條約が効力を生ずる日から一年以内にしなければならぬ。

4. 第一項に定める地位の回復又は救済の手続については、別に法律で定める。

(流通証券の呈示等のための期間)  
第五條 護定書に規定する流通証券の呈示等のための期間は、六月とする。

附 則

この法律は、平和條約の最初の効力発生の日から施行する。

2. 前項の再審については、同項の規定による外、民事訴訟法(明治

二十三年法律第二十九号)の定め  
(国の責任)  
第四條 前條に定める再審の手続において同條第一項の再審の事由があることが認められた場合において、當該連合国人が原判決の結果損害を受けたときは、國は、その下において公正且つ衡平な救済を原判決前の地位に回復するか

又はその者に対しそれの事情を與える責に任する。

2. 前項の場合において、訴訟当事者その他にその損害について責に任すべきがあるときは、國は、これに対して求償権を有する。

3. 第一項の規定による國に対する請求は、再審の終局判決が確定した日から一年内にしなければならない。

4. 第一項に定める地位の回復又は救済の手続については、別に法律で定める。

(平和條約の実施に伴う刑事判決の再審等に関する法律案)

平和條約の実施に伴う刑事判決の再審等に関する法律案

参議院議長佐藤尚武殿

昭和二十七年四月十七日

衆議院議長林謙治

平和條約の実施に伴う刑罰法の再審等に関する法律案

式又は持分(當該法人の役員が又はこれらに準ずる団体の計算において有する株式又は持分を除く)の全部を有するもの

2. 前項の決定をするには、檢察官には請求を棄却する決定をしなければならない。

3. 裁判所は、審査のため必要があるときは、合議体の構成員に事実の取調をさせ、又は地方裁判所、家庭裁判所若しくは簡易裁判所の裁判官にこれを委託することができる。この場合には、受命裁判官及び受託裁判官は、裁判所又は裁判長と同一の権限を有する。

4. 檢察官及び再審の請求をした者は、裁判所に拘束、捜索、検証、証人尋問又は鑑定の処分を請求することができる。

5. 第一項の決定に対しては、即時抗告をすることができる。

第三條 連合国人が有罪の言渡を受け、その判決が昭和十六年十二月八日から日本国と当該連合国との間に平和條約が効力を生ずる日までの間に確定した場合において、當該連合国人がその間における訴訟手続において被告として事件について充分な陳述ができなかつたときは、日本国と当該連合国との間に平和條約が効力を生ずる日から一年内に限り、その判決に対して、當該連合国人の利益のために、再審の請求をすることができる。

4. 第一項の決定に対しては、裁判所は、前條第一項の規定による再審開始の決定が確定した事件については、原判決当時の事実及び刑罰法に基いて更に審判をしなければならない。

5. 第一項の決定に対しては、大赦を受けた罪と大赦を受けなかつた罪とが併合罪の関係にあるときは、前項の規定による刑の言渡と同時に、別に、大赦を受けた罪と大赦を受けなかつた罪とに分けて、刑を定めて言い渡さなければならぬ。

- 第一條 この法律において「連合国」とは、平和條約第二十五條に規定する連合国をいう。
2. この法律において「連合国人」とは、左の各号に掲げるものをいう。
- 一 連合国に国籍を有する者  
二 連合国の法令に基いて設立された法人

3. 前号に掲げるものを除く外、當利を目的とする法人で、前二号若しくは本号に掲げるもの又はこれらに準ずる団体がその株

- (請求についての審査)  
第四條 前條の規定による再審の請求を受けた裁判所は、充分な陳述ができなかつたことが原判決に影響を及ぼすか否かについて審査し、原判決に影響を及ぼすと認めるべき相当な理由がある場合には再審開始の決定をし、その他の場合

[審査報告書は都合により附録に掲載]

3 大赦を受けた罪について言い渡された刑は、この法律に定める地位の回復又は救済の関係においてのみ効力を生ずる。

(刑事訴訟法等の適用) 第六條 この法律に定める再審については、この法律の規定による

外、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)又は従前の刑事訴訟法(大正十一年法律第七十五号)及び日本国憲法の施行に伴う刑事訴訟法の應急的措置に関する法律(昭和二十二年法律第七十六号)の定めるところによる。

(国の責任) 第七條 この法律に定める再審の手続において再審開始の理由があることが認められた場合において、當該連合国人が原判決の結果損害を受けたときは、國は、その者を原判決前の地位に回復するか又はその者に対しそれぞれの事情の下において公正且つ衡平な救済を与える責に任ずる。

2 前項の規定による國に対する請求は、再審の判決が確定した日から一年内にしなければならない。

3 第一項に定める地位の回復又は救済の手續については、別に法律で定める。

(附 则) この法律は、平和條約の最初の効力発生の日から施行する。

[審査報告書は都合により附録に掲載]

## (号 外)

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保険條約第三條に基く行政協定に伴う民事特別法案を可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和二十七年四月十五日

衆議院議長 林 譲治  
參議院議長佐藤尙武殿

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保険條約第三條に基く行政協定に伴う民事特別法案

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保険條約第三條に基く行政協定に伴う民事特別法案

(国の賠償責任) 第一條 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保険條約第三條に基く行政協定に伴う民事特別法案

(国の賠償責任)

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保険條約第三條に基く行政協定に伴う民事特別法案

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保険條約第三條に基く行政協定に伴う民事特別法案

(第一條) 第一條又は第二條の規定による損害賠償の請求は、損害が生じた時から一年以内にしなければならない。

(強制執行の特例) 第五條 第一項又は第二項の規定によると有史以来のこととあります。平和條約第十一條のようなことが戦争終了後も実施されることは、大袈裟に申上げますと有史以来のこととあります。わが國民全体にとりましても極めて重大なる事柄であるのであります。さような点に鑑み、委員会は別に戦争犯罪人に対する法的処置に関する小委員会を設けて、本案をこれに付託した次第であります。小委員会におきましては非常に熱心に且つ慎重に審議をなし、回を重ねること八回に及んだのであります。

その間、伊藤、羽仁、吉田の各委員その他より、本条にいわゆる刑の意義、集団刑務所なる名稱の不適正、死刑の言渡しを受けて現在比島に收容されている者を受入れるについての用意、仮釈放、赦免、刑の輕減について連合国に勧告をなすまでの手続、特に勧告を

他人に損害を生じたときは、國の占有し、所有し、又は管理する土地の工作物その他の物件の設置又は管理に瑕疵があつたために他人に損害を生じた場合の例により、國がその損害を賠償する責に任ずる。

○小野義夫君 只今上程されました平和條約第十一條による刑の執行及び赦免等に関する法律案について、委員会における審議の経過とその結果を御報告いたします。

本法案は、平和條約第十一條により、日本政府がいわゆる戰犯者の刑を執行することになつたにつきまして、これを実施するために、刑の執行、仮出所、一時出所、赦免及び刑の輕減について、大体現在巢鴨ブリズンにおいて行われているところに則つて諸般の規定をするものであります。平和條約第十一條のようなことが戦争終了後も実施されることは、大袈裟に申上げますと有史以来のこととあります。わが國民全体にとりましても極めて重大なる事柄であるのであります。さような点に鑑み、委員会は別に戦争犯罪人に対する法的処置に関する小委員会を設けて、本案をこれに付託した次第であります。小委員会におきましては非常に熱心に且つ慎重に審議をなし、回を重ねること八回に及んだのであります。

その間、伊藤、羽仁、吉田の各委員その他より、本条にいわゆる刑の意義、集団刑務所なる名稱の不適正、死刑の言渡しを受けて現在比島に收容されている者を受入れるについての用意、仮釈放、赦免、刑の輕減について連合国に勧告をなすまでの手続、特に勧告を

相当とする基準、未決通算及び赦免、刑の輕減についていわゆる一般勧告の可能性等を主なる問題点として、殆んど全法案につきまして熱心な質疑が行わされました。又巢鴨ブリズンを出所した元法務官、國際法学者及び復員局事務官等を参考人として、法案に対する意見を聽取したのであります。

かように審議を盡しました結果、次の四点について修正の意見が擡頭した次第であります。即ち第一に、刑の本質が明確を欠くので、前又は第二條の四点について修正の意見が擡頭したことと明確にすること、第二に、死刑の言渡しを受けて比島に收容されている者の送還を受けた場合の手続規定を明定すること、第三に、赦免及び刑の輕減について、個別審理のほか、大赦的性質を持ついわゆる一般勸告ができる旨を明確にすること、第四に、巢鴨刑務所なる名稱を刑務所以外の適当な名稱に修正することの四点であります。

而して第一点につきましては、政府の説明によりて一応了解ができることが第二点につきましては、本法の第五條で處理ができるとする政府の説明は、理論上は了承することができないが、戰犯の裁判をした相手國の感情や從来の交渉の経緯に従って、本法に明文を設けることが必ずしも利益でないといふことが窺われること、又第三点につきましては、本法第三十条第二項により、いわゆる一般勸告も可能であ

るとする政府の説明に必ずしも承認できないが、第二点と同様、従来の交渉の経緯に従いまして、本法中に明文を設けることが必ずしも利益でないといふことが窺われると共に、本法第三十一条第二項に相應する政令及び規則にその趣旨を明定することにより目的が達成されること、又第四点については、通称を使用することによつて国民感情に副うことができるること、これらの理由によりまして、いずれも修正の必要がないとの意見が伊藤委員より開陳させられたあります。

以上述べましたように十分審議を盡しました後、本法案の結論について原案通り異議がないものと決定いたしました次第であります。

かような次第で小委員会は審議を終りましたので、委員会におきましては、岡部小委員長より委員会の審議の経過及び結果について、前に述べました通りの趣旨の報告がありました。委員会は直ちに採決に入りましたところ、全会一致を以て原案通り可決すべくもとのと決定した次第であります。

次に、只今上程されました日本国と連合国との間に平和條約が発効する日までに終局判決の言渡しを受け、その後に終局判決の言渡しを受け、その判決が昭和十六年十二月八日以後に確定した民事件について、当該連合国人が同日以後日本国と当該連合国との間に平和條約が発効する日までの訴訟手続において、原告又は被告として事件について十分な陳述ができないなつたときは、條約発効の日から一年以内に限り申立ができることとし、その結果によつてこれら連合國人の地位の回復又は救済を図るものとし、次に、議定書Cにおいて規定されている事項のうち、民事事件に関するものについて特別の定めを設けます。

この法律案は、いわゆる行政協定において規定されている事項のうち、民事事件に関するものについて特別の定めを設けます。

この法律案は、仁委員より、「第一に、両案は平和條約に基づく法律であるから、平和條約第十七條(b)項の規定に基く刑事判決の再審査等について必要な措置を講ずる」と、本法案は、日本国との平和條約第十七條(b)項の規定に基く刑事判決の再審査等について必要な措置を講ずる」とを目的として立案せられたものであると反対である自分としては両法案に対しても反対である。又第二に、両案は我が国が國の裁判の公正を疑わせるものでないが、その判決が昭和十六年十二月から日本国とその連合国との間に平和條約が発効する日までの間に確定した刑事事件について、当該連合国人がその間

律案は、平和條約第十七條(b)項の裁判官報告を御報告いたします。

事件について、当該連合国人がその間

の再審査に関する規定のうち民事判決に関する部分及び議定書C 2項の規定の実施に必要な措置を講ずることを目的として立案せられたものであります。連合国人が日本国と当該連合国との間に平和條約が発効する日までの訴訟手続において、國の責任においてこれらの連合國人の地位の回復又は救済を図らうという趣旨のものであります。

委員会におきましては両案につき各委員よりそれべ熱心な質疑が行われましたが、その詳細は速記録によつて御了承願うことといたし、説明は省略させて頂きます。討論に入りまして、吉田委員より社会党第四控室を代表して「兩案は連合國人の利益の保護を考慮して立案されたものであるが、政府はこれに対応する日本人の利益を保護する措置を講じていない。これは國際相互主義の原則に反するものである」というのであります。次に羽仁委員より、「第一に、両案は平和條約に基づく法律であるから、平和條約に重に審議を重ね、伊藤、左藤、吉田等の各委員より熱心な質疑が行われました。討論におきましては、吉田委員より、「本法案は、我が国がアメリカ軍の違法行為に基く損害賠償の一部を負担するものであつて妥当を欠く」との理由で反対意見の開陳がありました。討論を打切り、採決をいたしましたところ、多数を以て可決すべものと決定した次第であります。

以上御報告を申上げます。

○議長(佐藤尚武君) 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定に伴う民事特別法条に付し、討論の通告がござります。発言を許します。須藤五郎君。

〔須藤五郎君登壇〕  
○須藤五郎君 平和條約、安保條約、第三條に基く行政協定に伴う民事特別法条について、委員会における審議の経過及びその結果について御報告申上げます。

この法律案は、いわゆる行政協定において規定されている事項のうち、民事事件に関するものについて特別の定めを設けます。

この法律案は、仁委員より、「第一に、両案は平和條約に基づく法律であるから、平和條約第十七條(b)項の本旨は、我が国が國の裁判の公正を疑わせるものでないが、その判決が昭和十六年十二月から日本国とその連合国との間に平和條約が発効する日までの間に確定した刑事事件について、当該連合国人がその間

の訴訟手続において被告人として十分な陳述ができなかつたときは、右の條款に基く行政協定に伴う民事特別法条に基く行政協定と、一たび直擧を賣つた政府の落ち行く先はまさに八万地獄であります。その証拠に、當第十三国会には、何と反民族的、反祖國的な法条が続々と上程されて來るではありませんか。本日ここに上程されました日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定に伴う民事特別法条もそのうちの一つであります。

この法律案は、仁委員より、「第一に、両案は平和條約に基づく法律であるから、平和條約第十七條(b)項の本旨は、我が国が國の裁判の公正を疑わせるものでないが、その判決が昭和十六年十二月から日本国とその連合国との間に平和條約が発効する日までの間に確定した刑事事件について、当該連合国人がその間

の訴訟手続において被告人として十分な陳述ができなかつたときは、右の條款に基く行政協定に伴う民事特別法条に基く行政協定と、一たび直擧を賣つた政府の落ち行く先はまさに八万地獄であります。その証拠に、當第十三国会には、何と反民族的、反祖國的な法条が続々と上程されて來るではありませんか。本日ここに上程されました日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定に伴う民事特別法条もそのうちの一つであります。

〔須藤五郎君登壇〕  
○須藤五郎君 平和條約、安保條約、第三條に基く行政協定に伴う民事特別法条について、委員会における審議の経過及びその結果について御報告申上げます。

報 嘉 (号外)

19

て、國連軍に關するものではありません。諸君、現在日本におるアメリカの軍隊は、一体、駐留軍なのだろうか、國連軍なのだろうか。毎日日本の基地から飛び立つて朝鮮爆撃に行く飛行機は、駐留軍の飛行機なのか、國連軍の飛行機なのか、横田基地に駆逐して多数の民家を焼いたB-29、八高線に爆弾をばら撒いた飛行機は、駐留軍の飛行機なのか、國連軍の飛行機なのか。恐らく御都合主義によりまして、このよくな場合には國連軍の事件として無賠償となり、被害者は泣き寝入りせざるを得ないことになるのであります。

第二に、たとえ駐留軍による損害であつても、演習等による軍行動によると、損害の場合は賠償しないでもよいといふことになつております。ところが最も大きな被害はこの軍行動から受けるものであります。これらは不法行為による損害ではないということによります。これはとんでもないことであります。例えば今日全國十数カ所の演習海区における漁民の受けおる損害は非常に多く、如何に表面美しく飾つていても、この法律によりますと一文も賠償が取れないのであります。

第三に、駐留軍が土地や建物を接収する場合には、日本の政府が間にいつて民間と契約して、これを駐留軍に提

供することになつておりますが、恐らく實際にはそう簡単にスムーズには行きません。そのときに抜く伝

行機なのか、國連軍の飛行機なのか、國連軍の飛行機は、駐留軍の飛行機など、国民の宝刀としてこの法律が用意されるのです。即ちこの法律の第五條がそれです。事面倒となれば、この第五條により容易に強制收用ができるのであります。

以上述べました通り、駐留軍による国民の受けた損害は正当に賠償されることなく、殆んどは無賠償となるのであります。政府は言うであります。通告者の發言は終了いたしました。討論は終局したものと認めます。

○議長(佐藤尚武君) これにて討論の通告者は、先づ平和條約第十一條による刑の執行及び赦免等に関する法律案全部を題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕  
○議長(佐藤尚武君) 過半數と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長(佐藤尚武君) 次に、平和條約の特例に関する法律案、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う電波法の特例に関する法律案、(いすれも内閣提出、衆議院送付) 以上兩案を一括して議題とします。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。先づ委員長の報告を求めます。これまでより四案の採決をいたします。  
○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。電気通信委員長鈴木恭一君。

〔審査報告書は都合により附録に付します。〕

○議長(佐藤尚武君) これにて討論の通告者は、第二條 電話設備費負担臨時措置法(昭和二十六年法律第二百二十五号)の規定は、アメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の定めるところによる。

第一條 電話設備費負担臨時措置法(昭和二十六年法律第二百二十五号)の規定は、アメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の定めにかかるわらず、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の規定にかかるわらず、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の規定によることとする。

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の特例に関する法律案は本院においてこれを可決した。

○議長(佐藤尚武君) 本院の再審査等に関する法律案、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の特例に関する法律案の実施に伴う電信電話料金法等の特例に関する法律案は本院においてこれを可決した。

○議長(佐藤尚武君) 本院の再審査等に関する法律案、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の特例に関する法律案の実施に伴う電信電話料金法等の特例に関する法律案は本院においてこれを可決した。

〔賛成者起立〕

○議長(佐藤尚武君) 過半數と認めます。よつて三案は可決せられました。

参議院議長佐藤尚武殿 譲治  
日本國とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の特例に関する法律案

日本國とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う電信電話料金法等の特例に関する法律案

日本國とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う電信電話料金法等の特例に関する法律案

日本國とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う電信電話料金法等の特例に関する法律案

日本國とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う電信電話料金法等の特例に関する法律案

日本國とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う電信電話料金法等の特例に関する法律案

日本國とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う電信電話料金法等の特例に関する法律案

日本國とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う電信電話料金法等の特例に関する法律案

日本國とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う電信電話料金法等の特例に関する法律案





し、院議に付して内閣に送付すべきものと決定いたしました。

以上御報告申上げます。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

これらの請願及び陳情は委員長報告の通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は全会一致を以て採択し、内閣に送付す

ることに決定いたしました。

本日委員長から左の報告書を提出した。

○議長(佐藤尚武君) 参事をして報告いたさせます。

〔参考朗読〕

本日委員長から左の報告書を提出した。

行政機関職員定員法の一部の改正する法律案修正議決報告書

総理府設置法等の一部を改正する等の法律案修正議決報告書

法務府設置法の一部を改正する法律案可決報可書

の法律案修正議決報告書

法務府設置法の一部を改正する法律案

総理府設置法等の一部を改正する等の法律案

法務府設置法の一部を改正する法律案

計

六〇、九七七人

文 部 省	大 蔡 省	法 务 府	本 府	
			中央更生保護委員会	司法試験管理委員会
本省	本省	本府	四二、三四二人	一、一四六人
文化財保護委員会	証券取引委員会	入国管理局	一、五六七人	八六五人
計	計	計	四二、四八八人	一、一〇人
計	計	計	一、三、八七四人	うち一〇、九〇七人は、検察庁の職員とする。
計	計	計	一、一〇人	一、一〇人
計	計	計	一、八三三人	五二、〇二〇人
計	計	計	一、八二一人	五二、〇二〇人
計	計	計	七五、九六七人	うち一〇、九六一人は、國立学校の職員とする。
計	計	計	六二、五二八人	六二、九七四人
計	計	計	四四六人	六二、九七四人

昭和二十七年三月二十六日  
衆議院議長 林 謙治

○議長(佐藤尚武君) 二の際、日程に追加して、行政機関職員定員法の一部を改正する法律案、總理府設置法等の一部を改正する等の法律案、法務府設置法の一部を改正する法律案、(いすを括して議題とする)ことに御異議ございませんか。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。よつて、これらの請願及び陳情は全会一致を以て採択し、内閣に送付する。

右の内閣提出案は本院においてこれ

を可決した。

行政機関職員定員法の一部を改正する法律案

行政機関職員定員法(昭和二十四年法律第二百二十六号)の一部を次の

ように改正する。

第二條第一項の表を次のよう改める。

厚生省	本省 引揚援護厅 計	四四、四八七人		二八、一三〇人	郵政省 本省 計
		一、七七九人	四六、二六六人		
農林省	本省 食糧厅 林野厅 水產厅 計	二五、八五四人 二八、一一六人 二二、一一五人 一、五〇四人 七七、五八九人	二五、八五四人 二八、一一六人 二二、一一五人 一、五〇四人 七七、五八九人	一九、九七九人 九〇八人 一六八人 一三八人 一〇八人 四九八人 三〇八人	一五〇、四一八人
通商産業省	本省 資源厅 工業技術厅 特許厅 中小企業厅 計	七、七九七人 五一六人 四、四一七人 六七二八人 一三、五六八人	七、七九七人 五一六人 四、四一七人 六七二八人 一三、五六八人	一〇、一五二人 八〇一人 一、九四一人 一五八人 二、七五七人	二〇、一八七人
運輸省	本省 船員労働委員会 捕獲審査再審査委員会 海上保安廳 海難審判厅 航空厅 計	一三、八二九人 五四八人 九〇八人 一、二四五人	一三、八二九人 五四八人 九〇八人 一、二四五人	八四一、六三五人	八四一、六三五人
建設省	本省 經濟安定部 外資委員會 合	一〇、一五二人 八〇一人 一、九四一人 一五八人 二、七五七人	一〇、一五二人 八〇一人 一、九四一人 一五八人 二、七五七人	一九、九七九人 九〇八人 一六八人 一三八人 一〇八人 四九八人 三〇八人	一九、九七九人 九〇八人 一六八人 一三八人 一〇八人 四九八人 三〇八人
労働省	本省 中央労働委員會 公共企業体仲裁委員會 國有鐵道中央調停委員會 專壳公社中央調停委員會 國有鐵道地方調停委員會 專壳公社地方調停委員會 計	一九、九七九人 九〇八人 一六八人 一三八人 一〇八人 四九八人 三〇八人	一九、九七九人 九〇八人 一六八人 一三八人 一〇八人 四九八人 三〇八人	一九、九七九人 九〇八人 一六八人 一三八人 一〇八人 四九八人 三〇八人	一九、九七九人 九〇八人 一六八人 一三八人 一〇八人 四九八人 三〇八人
<b>附 則</b>					
1. この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。但し、行政機関職員定員法第二條第一項の改正規定中捕獲審査再審査委員会に関する部分は、日本国との平和條約の最初の効力発生の日の前日までの間、改正前の行政機関職員定員法第二條第一項の規定による定員の職員を置くことができる。					
2. 賠償厅においては、改正後の行政機関職員定員法第二條第一項の規定にかかわらず、昭和二十七年九月三十日までの間は、通商産業省の本省の職員の定員は、八千二百五十六人とし、同規定にかかわらず、日本国との平和條約の最初の効力発生の日から施行する。					
3. 政改後の行政機関職員定員法第二條第一項の規定にかかわらず、昭和二十七年九月三十日までの間は、通商産業省の本省の職員について、は、八千二百五十六人をこえる員数の職員は、昭和二十七年六月三十日までの間は、定員の外に置くことができる。					
4. 各行政機関においては、改正前の行政機関職員定員法第二條の規定による定員（通商産業省の本省の職員については、八千二百五十六人）をこえる員数の職員は、昭和二十七年三月二十六日付による定員（通商産業省の本省の職員については、八千二百五十六人）をこえる員数の職員は、昭和二十七年六月三十日までの間は、定員の外に置くことができる。					
5. 行政機関職員定員法の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第二百九十七号）の一部を次のよう改止する。					
附則第一項の項番号並びに附則第二項及び第三項を削る。					
昭和二十七年三月二十六日 衆議院議長 林 讀治 參議院議長 佐藤尚武殿 総理府設置法等の一部を改正する法律案 總理府設置法等の一部を改正する法律案 等の法律案 等の法律案					

## (総理府設置法の一部改正)

第一條 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第十六條の二を次のよう改める。

## 第十六條の二 削除

第十七條中「賠償庁」を削る。

第十八條の表中「賠償庁」の項を削る。

(賠償庁臨時設置法及び地方行政調査委員会設置法の廃止)

第二條 左に掲げる法律は、廃止する。

一 賠償庁臨時設置法(昭和二十一年法律第三号)

二 地方行政調査委員会設置法(昭和二十四年法律第二百八十号)

(国家行政組織法の一部改正)

第三條 国家行政組織法(昭和二十一年法律第二百二十号)の一部を次のように改めてする。

別表第一 総理府の項の欄中「賠償庁」を削る。

(大蔵省設置法の一部改正)

第四條 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第二百四十号)の一部を次のように改めてする。

第十一條第九号を次のよう改める。

九 連合国財産(運輸省の所掌に属するものを除く)を保全及び返還すること並びにドイ

## (財産を管理及び処理する)

第十五條第二項を削る。

第十八條の表中「賠償庁」の項を削る。

第十九條の表中「賠償庁」を削る。

第二十條の二を次のよう改める。

第十七條中「賠償庁」を削る。

第十八條の表中「賠償庁」の項を削る。

(賠償庁臨時設置法及び地方行政調査委員会設置法の廃止)

第二條 左に掲げる法律は、廃止する。

一 賠償庁臨時設置法(昭和二十一年法律第三号)

二 地方行政調査委員会設置法(昭和二十四年法律第二百八十号)

(国家行政組織法の一部改正)

第三條 国家行政組織法(昭和二十一年法律第二百二十号)の一部を次のように改めてする。

別表第一 総理府の項の欄中「賠償庁」を削る。

(大蔵省設置法の一部改正)

第四條 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第二百四十号)の一部を次のように改めてする。

第十一條第九号を次のよう改める。

九 連合国財産(運輸省の所掌に属するものを除く)を保全及び返還すること並びにドイ

## 調査した資料に基いて改定すべし。

き事由が明らかになつた場合に

おいては、大蔵大臣の指示に基づき特殊整理人の確認を改定することができる。

前項の規定に基いて改定され

た場合において、返却される金

錢があるときは、大蔵大臣の指

示に基きこれを国庫に帰属する

ものとする。

(特別職の職員の給與に関する法

律の一部改正)

第六條 特別職の職員の給與に関する法

五十二号)の一部を次のように改

正する。

別表第一中「地方行政調査委員

会議議長」及び「地方行政調査委員

会議委員」を削る。

第一條第十一号の二を削る。

第三條第二項但書中「やむを得ない事由があると認められる権利者」に改める。

第十三條第二項但書中「やむを得ない事由があると認められる権利者」の下に「又はこの政令の規定による整理中に特殊整理人に対しても特殊整理人がやむを得ない事由によつて権利の確認の申出をしても特殊整理人があつた結果、手続その他の行為は、改正後の同令に基いてしたものとみなす。

4 行政機関職員定員法の一部を改

正する法律(昭和二十二年法律第六号)に規定する連合国財産、日本財産管理令(昭和二十五年法律第二百五十二号)に規定する日本財産及び朝鮮總督府交通局共済組合の本邦内にある財産の整理に関する政令(昭和二十六年政令第四十号)に基き整理される財産を除く。)での法律施行の際そ

の管理及び処理に関するものは、この法

令が所管しているものは、この法

律施行後、当分の間、大蔵大臣が所管するものとし、その事務は、

大蔵省管財局においてつかさどるものとする。

この法律施行前に改正前の朝鮮

總督府交通局共済組合の本邦内に

ある財産の整理に関する政令に基

いてした処分、手続その他の行為

は、改正後の同令に基いてしたものとみなす。

この法律は、日本国との平和條約

の最初の効力発生の日から施行する。但し、第一條中「総理府設置法第

十六條の二の改正規定並びに第二

條第二号及び第六條の規定は昭和

二十七年四月一日から施行する。

法務府設置法(昭和二十二年法律第一百九十二号)の一部を次のように改

正する。

別表四広島拘置所の項の次に次の

一項を加える。

小倉拘置所 小倉市

別表五関東医療少年院の項の次に次の

一項を加える。

同表八街少年院の項の次に次の

一項を加える。

同表九城農芸学院の項の次に次の

一項を加える。

同表十少年院の項の次に次の

一項を加える。

同表十一少年院の項の次に次の

一項を加える。

法務府設置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれ

を可決した。

院」を「赤城少年院」に改め、同項の次に次の二項を加える。

**校名女子学園**

群馬県群馬郡  
桃井村

同表東海農芸学院の項中「東海農芸学院」を「静岡少年院」に、同表宇治少年院及び京都医療少年院の項中「京都府宇治郡宇治町」を「宇治市」に改め、同表中三重少年学院の項の次に次の二項を加える。

**宮川医療少年院**

三重県度会郡  
小俣町

同表各務農芸学院の項中「各務農芸学院」を「岐阜少年院」に改め、同表中東北少年院の項の次に次の二項を加える。

**青葉女子学園**

仙台市

**附則**

○鈴木直人君　只今議題となりました法律は、公布の日から施行する。

○鈴木直人君　只今議題となりました行政機関職員定員法の一部を改正する法律案について、内閣委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。

增加に伴う所要の増員を行うと共に、終戦処理事業費、物価収支等の縮減を行い、又賠償厅の廃止、物価審査委員会の設置等により、行政機関全般の定員の適正なる配置を図らうとするものであります。

第一に、行政機関職員定員法第二條第一項の表の定員において、行政機関職員の定員の合計八十三万五百二十八人が八十四万九千六百三十五人となり、一万千百七人の増員となつておりますが、このうち同法第二條第三項の定員等よりの移し替えによる増員二千五百六十四人を差引きますと、実質上の増員は八千五百四十三人となつております。この増員の主なものを事項別に申しますと、電気通信施設の拡充に伴うもの六千九百六十六人、税關事務の増加に伴うもの三百二十人、更生保護施設の増置に伴うもの四百四十三人、国立学校の学部、施設等の増加等の法律案は、昭和二十七年度予算の内容に即応して、平和條約発効後に引き、また行政運営の円滑を期し、且つ又国民生活の安定を図る必要上、止むを得ない事務の増加、即ち電気通信、関税、清倉年金給付、国立学校、国立療養院等の事業費等の支弁にかかる事務に従事する職員の定員は、これら事務の性質を考慮して、行政機関職員定員法第二條第三項の規定によつてその定員の移し替えを他の調整を行つことによりまして、行政機関全般の定員の適正なる配置を図らうとするものであります。

而してその内容は大要次の六点に要約されるのであります。

第一に、行政機関職員定員法第二條第一項を創除いたしますと共に、その第四項を創除いたしますと共に、その行政機関職員定員法において、同法第二條第三項及び千三百七十八人を同法第二條第一項の関係各行政機関の定員へ移し替え、残り四百六十二人は事務の実状に即して削減されることとされたります。

現在の定員の二千八百四十人のうち二千三百七十八人を同法第二條第一項の関係各行政機関の定員へ移し替え、残り八千二百五十六人及び八千百四十三人に改めることとされております。

第五に、前回の行政機関職員定員法の改正によって縮減される員数の職員は、本年六月三十日までは定員外に置くことができることとなつておりますが、今回の改正によつて各行政機関の定員が変更されることになりますので、改めて各行政機関は新定員を超える員数の職員を本年六月三十日まで定員外に置くことができる旨を規定いたしました。

第三に、この法律案による各行政機関における職員の定員に関する規定は本年四月一日から適用されるものとなることは、この法律案による各行政機関における職員の定員につきましては、同法の一部を改正する法律中、通商産業省の暫定定員を定めた附則第二項及び各行政機関につき本年六月三日まで定員外の措置を定めた第三項は必要がなくなつたので、これを削る

につきましては、同條約の最初の効力の発生の日の前日までの間は現行の規則による定員の職員を置くことができ

こととされています。以上が本改正法案の主要な内容であります。

内閣委員会におきましては、各省別に詳細に亘つて慎重に審議をいたしました結果、結局この法律案は、昭和二十一年度予算の内容に即応して、事務量の増減に伴う職員の定員の増減及び省庁間の定員移し替え等によつて、行政機関職員の定員の適正配置を図らんとする、必要止むを得ない当然の措置であつて、政府の目下立案中である行政機構改革に伴う人員の移動は、全然この法律案のうちには含まれておらないといふことが明らかになつたのであります。

次に、この法律案が内閣から国会に提案されました後において、法律案提出の当初と少しく異なる二三の事情が生じて來たので、この点を御報告申上げます。その第一は、行政協定第二十六條の規定に基いて設置される日米合同委員会の日本側の事務局の事務は、外務省国際協力局がこの事務を所掌することになりましたので、この事務に従事する二十名の定員を外務省本省に追加する必要があります。その第二は、この法律案が成立した場合、航空機検査等の事務に従事する三十六名の定員を、定員法の一部改正の法律案において、運輸省の分のうち航空厅の定員に増員しなければなりません。その第三は、現在国会に提案されておる航空法の一部改正の法律案において、運輸省の分のうち航空厅の定員に増員しなければなりません。その第四は、現在未だ両院で審議中であつて

法律としては成立しておらない事情でありますので、一応この定員法の一部改正の法律案からはずしておくことが適当と認められるのであります。その三は、この法律案の附則第一項で、この法律は昭和二十七年四月一日から施行することとなつておりますが、この四月一日は今日すでに経過しておりますのでこれを適当に修正する必要が生じて來たのであります。

本日の内閣委員会におきまして、補見委員から、以上述べた諸点を考慮してこの法律原案の一部を修正する案が発議されたのであります。便宜その修正案を朗読いたします。

行政機関職員定員法の一部を改正する法律案に対する修正案

行政機関職員定員法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第二條第一項改正規定の表、外務省の項中「本省」、「五六七人」を「本省一、五八七人」に、「計」、「四三三」人を「計」、「四五二人」に改め、同表運輸省の項中「航空厅」、「二四五人」を「航空厅」、「二〇九人」に、計二八、「三〇人」を「計二八、「一九四人」に改め、同表合計の項中「八四一、六三五人」を「八四一、六一九人」に改める。

附則第一項中「昭和二十七年四月一日から施行する。」を「公布の日から施行し、昭和二十七年四月一日から施行する。」と改めます。

この連絡の事務を處理する目的のため

法律としては成立しておらない事情でありますので、一応この定員法の一部

修正案は以上の通りであります。

に設置されておりました賠償庁もその

途上程になつております行政機関職員

定員法の一部を改正する法律案により

ます。

内閣委員会は本日の委員会におきまして先づこの修正について採決をいたしましたところ、全会一致を以てこれ

を可決すべきものと決定いたしました。次いで残りの原案について採決をいたしましたところ、これ又全会一致

を可決すべきものと決定いたしました。以上を以て報告を終ります。

次に総理府設置法等の一部を改正す

る等の法律案について御説明いたしま

す。

この法律案による改正要點は二点であります。即ちその第一点は、平和

條約の効力に伴い、現在総理府の外局として置かれておる賠償庁の所掌事務

を外務省と大蔵省とに移管する点であ

り、その第二点は、総理府の臨時の機関として置かれておる地方行政調査委員会はすでにその目的を達成したのでこれを廃止する点であります。

改正の第一点である賠償庁に関する

事項であります。同会議は、國と地

方公共団体との間の事務の配分の調整

等につきまして、内閣及び内閣を經由して国会に勧告することを目的として

臨時に総理府に設置された機関であり十分なる検討を加え、その結果をす

る等につきまして、内閣及び内閣を經由して国会に勧告することを目的として

臨時に総理府に設置された機関であり十分なる検討を加え、その結果をす

した。更に残りの原案について採決をいたしましたところ、これ又全会一致

を以て可決すべきものと認決いたしました。これを以てこの部の報告を終ります。

最後に法務府設置法の一部を改正す

る法律案について御報告いたします。

先づこの法律案の内容を御説明いたします。この法律案におきまして法務

府設置法を改正いたしております点は、第一に拘置支所を拘置所に昇格さ

せること、第二に少年院を新設すること、第三に少年院の分院を本院に昇格させること、この三点であります。

先づ拘置支所の拘置所への昇格のことから申しますと、小倉拘置支所は、そ

の收容者が常時五百人を超えて、而も支所であるために運営上少からず困難を

伴つておりましたので、かねて拘置所として独立させるべく準備中であります

したが、施設のほうも漸く完備いたしましたので、この際この被告人及び被疑者の收容について一層円滑な運営を図りますため、支所を本所に昇格させることとしたのです。次に少年院の新設ですが、少年院の昇格の点であります。次に特別少年院及び医療少年院の施設は今日なお十分ではなく、取り扱いは、著しく不足を感じているのであります。殊に特別少年院につきましては、その殆んどが少年院法の規定によ

り暫定的に少年を収容する監獄の一部を区分して充てている現状であり、更に昨年一月から少年法の適用年齢の制限解除以来ます／＼この種少年院の必要性を加えて參りましたことに鑑みまして、小田原少年院及び宇都宮少年院を新設することとしたのであります。又医療少年院につきましては、先に上事未了のため志分院として設置し昇格の準備を進めておりました宮川医療少年院を本院に昇格させ、種別を異にする本院との関係から生ずる運営上の支障を取除き、その医療少年院としての特殊な機能を十分發揮させることとしたのであります。女子の少年院につきましては、榛名山麓に榛名女子学園を新設し、又かねて工事中でありますたしたのであります。女子の少年院として分院から本院に昇格させ、本院と男女別を異にすることから生ずる運営上の支障を取除き、女子の少年院としての性質を生かすこととしたのであります。

ほかに水府学院につきまして、その收容少年の数、施設の大きさ等から考慮いたしております。そのほか少年院の名称及び位置について所要の改正を若干いたしておりますのであります。なおこの法律は公布の日から施行されます。内閣委員会は前後二回委員会を開きまして本法律案を慎重に審議いたしま

した結果、次の諸点を明らかにしたのであります。その第一点は少年犯罪の増加の傾向についてであります。終戦以来少年犯罪の数が顯著に増加しております。これを数字で示しますと、少年犯罪の総検挙數は、昭和二十年が約五万四千名、二十一年が約五万八千名、二十二年が約十万一千名、二十三年が約十二万四千名、二十五年が約十五万八千名、二十六年が約十六万六千名となつております。又、その犯罪の性質にも変化特徴が現われておるのであります。殺人、強盗等の兇悪な犯罪の増加が目立つておるのであります。その第二点は、かくのことく少年犯罪の増加した原因は如何なるところにあるかと法務当局が調査したところによれば、戰時中及び終戰後のいろいろな社会情勢の変化の影響といふことが主な原因をなしておるということです。これと並んで、戰時中の少年に対する教育とか保護などが十分でなかつた点、又、一般社会における道徳の頽廃、違法精神の弛緩が少年の心理に大きく影響して來ておる点などを挙げ得るのであります。その第三点は、かくのことく少年犯罪防止の方法の一つとしては、これら少年の矯正保護に當る人に立派な人を得ると

いうことであるのであります。法務府におきましては、これらの職に當る人を養成するため、矯正保護研修所を設置しておるのであります。中央と地方とに設置しておるのであります。内閣委員会におきましては、本法律案の審査によつて以上の諸点を明らかにいたしました。本日の委員会において討論に入りましたところ、補見委員会は非常な急上昇の趨勢を辿つて來たのであります。そこで、その後その上昇のカーブはやや鈍つたということあります。これを数字で示しますと、少年犯罪の総検挙數は、昭和二十年が約五万四千名、二十一年が約五万八千名、二十二年が約十万一千名、二十三年が約十二万四千名、二十五年が約十五万八千名、二十六年が約十六万六千名となつております。又、その犯罪の性質にも変化特徴が現われておるのであります。殺人、強盗等の兇悪な犯罪の増加が目立つておるのであります。

以上を以ちまして三法案の報告を終ります。(拍手)  
**○議長(佐藤尚武君)** 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

**○議長(佐藤尚武君)** 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

午後零時十四分休憩

午後三時三十九分開議

**○議長(佐藤尚武君)** 休憩前に引続  
正する法律案全部を問題に供します。

委員長の報告は修正議決報告でござります。委員長報告の通り修正議決する。

ことに賛成の諸君の起立を求めます。

**○議長(佐藤尚武君)** 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。

議事の都合により暫時休憩いたしました。

●

**第一章 総則(第一條—第六條)**

**第二章 援護**

**第一章 戰傷病者戦没者遺族等援護法**

**第二節 戰傷病者戦没者遺族等援護法**

**第三章 不服の申立て(第四十條—三十九條)**

**第四章 離則(第四十二條—第五十一條)**

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

**第一條** この法律は、軍人軍属の公務上の負傷若しくは疾病又は死亡に關し、〇年金又は一時金を支給すること等により、軍人軍属であ

**第一條** この法律の目的

第一條 この法律は、軍人軍属の公務上の負傷若しくは疾病又は死亡に關し、〇年金又は一時金を支給すること等により、軍人軍属であ

務上の負傷若しくは疾病又は死亡に關し、〇年金又は一時金を支給すること等により、軍人軍属であ

つた者又はこれらの者の遺族を援護することを目的とする。

(軍人軍属)

第二條 この法律において、「軍人軍属」とは、左に掲げる者をいう。

一 恩給法の特例に関する件(昭和二十一年勅令第六十八号)第

一條に規定する軍人及び准軍人

並びに内閣総理大臣の定める者

以外のものとの陸軍又は海軍部内の公務員又は公務員に準ずべき者(以下「軍人」という)。

二 もとの陸軍又は海軍部内の有給の嘱託員、雇員、よる人、工員又は舡員(死亡した後において、死亡の際にそとしてこれら身分を取得した者を除く。以下「軍属」という)。

前項各号に掲げる者は、陸軍及び海軍の廃止後も、未復員の状態にある限り、この法律の適用について、軍人軍属とみなす。

(在職期間)

第三條 この法律において、「在職期間」とは、左に掲げる期間をいり。

一 軍人については、恩給法の一部を改正する法律(昭和二十一年法律第三十一号)による改正前の恩給法(大正十二年法律第四十八号)の規定による就職から退職(復員を含む)までの期間。

二 軍属については、昭和十六年十二月八日以後、戦地における勤務を命ぜられた日から当該勤務を解かれた日までの期間及び昭和二十年九月一日以後引き続

き海外にあつて復員するまでの期間は、政令で定める。

(公務傷病の範囲)

第四條 軍人が負傷し、又は疾病にかかる場合において、恩給法の規定により当該負傷又は疾病を公務によるものとみなすとき、及び軍人たる特別の事情に關連して不慮の災難により負傷し、又は疾病にかかり、援護審査会において公務による負傷又は疾病と同視すべきものと議決したときは、この法律の適用については、公務上負傷し、又は疾病にかかるものとみなす。

2 軍人軍属が昭和二十年九月一日以後、引き続き海外にあつて復員するまでの間に、自己の責に帰することができる事由により負傷し、又は疾病にかかるときは、公務上負傷し、又は疾病にかかるものとみなす。

(援護の種類)

第五條 この法律による援護は、左の通りとする。

一 障害年金の支給

二 更生医療の給付

三 補装具等の支給

四 国立保養所への収容

五 遺族年金の支給

六 遺族一時金の支給

(裁定)

第六條 障害年金、遺族年金又は遺族一時金を受ける権利の裁定は、

これらの援護を受けようとする者の請求に基いて厚生大臣が行う。

第二章 援護 第一節 戰傷病者等に対する援護

2 前項第一号に規定する戦地の区域及びその区域が戦地であつた期間は、政令で定める。

(障害年金の支給)

第七條 軍人軍属があつた者が在職中の身分を有していた期間。この節中以下同じ。)内に公務上負傷し、又は疾患にかかり、(昭和二十七年四月一日以後の)当該負傷又は疾患により負傷又は疾病が昭和二十年九月二日前に生じた負傷又は疾病によるものであるときは、当該負傷又は疾病が戦災災害によるものである場合に限り、障害年金を支給する。

3 前二項の場合において、軍属であつた者に対しては、その不具磨疾の程度の不具磨疾の状態になつたときは、援護審査会の議決により、その不具磨疾の程度に応じて障害年金を支給する。

(障害年金の額)

第八條 障害年金の額は、左の表の通りとする。

2 不具磨疾の程度が増進したことによる障害年金の額の改定は、当該障害年金の額を改定する。

(障害年金の額の改定)

第十條 厚生大臣は、障害年金の支給を受けている者の不具磨疾の程度が増進し、又は低下した場合においては、その程度に応じて当該障害年金の額を改定する。

3 第一項の規定による障害年金の額の改定は、援護審査会の議決を経て行わなければならない。

(障害年金の支給を受けることのできない者)

第十一條 左に掲げる者には、障害年金を支給しない。

1 重大な過失によつて公務上負傷し、又は疾病にかかり、これにより不具磨疾となつた者

2 第七條第一項に規定する程度の不具磨疾の状態になつた日に

おいて、日本の国籍を有しない

ことのない者

3 第七條第一項に規定する程度の不具磨疾の状態になつた日以

後、この法律の施行前に

昭和二十七年四月一日以前に

昭和二十年九月一日以後に

昭和二十年九月一日以後に

昭和二十年九月一日以後に

にかかつた場合において、この

法律の施行後(前項各号の一に規定する者については、当該各号に規定する者(以下「當該者」といふ)において、当該負傷又は疾病により同項に規定する程度の不具磨疾の状態になつたときは、援護審査会の議決により、その不具磨疾の程度に応じて障害年金を支給する。

2 前項の期限の到来前六月前までに不具磨疾が回復しない者で、その不具磨疾の程度がなお第七條第一項に規定する程度であるものに

は、引き続き相当の障害年金を支給する。この場合においては、さらに前項の規定を適用することを妨げない。

(障害年金の額の改定)

第十條 厚生大臣は、障害年金の支給を受けている者の不具磨疾の程度が増進し、又は低下した場合においては、その程度に応じて当該障害年金の額を改定する。

2 不具磨疾の程度が増進したことによる障害年金の額の改定は、当該障害年金の額を改定する。

(障害年金の額の改定)

第十一條 左に掲げる者には、障害年金を支給しない。

1 重大な過失によつて公務上負傷し、又は疾病にかかり、これ

により不具磨疾となつた者

2 第七條第一項に規定する程度の不具磨疾の状態になつた日に

おいて、日本の国籍を有しない

ことのない者

3 第七條第一項に規定する程度の不具磨疾の状態になつた日以

後、この法律の施行前に

昭和二十七年四月一日以前に

昭和二十年九月一日以後に

昭和二十年九月一日以後に

昭和二十年九月一日以後に

昭和二十年九月一日以後に

昭和二十年九月一日以後に

昭和二十年九月一日以後に

昭和二十年九月一日以後に

る権利に五年以内の期限を附することができる。

昭和二十七年四月一日以後に規定する者については、当該各号に規定する者(以下「當該者」といふ)において、当該負傷又は疾病により同項に規定する

程度の不具磨疾の状態になつたときは、援護審査会の議決により、その不具磨疾の程度に応じて障害年金を支給する。

2 前項の期限の到来前六月前までに不具磨疾が回復しない者で、その不具磨疾の程度がなお第七條第一項に規定する程度であるものに

は、引き続き相当の障害年金を支給する。この場合においては、さらに前項の規定を適用することを妨げない。

(障害年金の額の改定)

第十條 厚生大臣は、障害年金の支給を受けている者の不具磨疾の程度が増進し、又は低下した場合においては、その程度に応じて当該障害年金の額を改定する。

2 不具磨疾の程度が増進したことによる障害年金の額の改定は、当該障害年金の額を改定する。

(障害年金の額の改定)

第十一條 左に掲げる者には、障害年金を支給しない。

1 重大な過失によつて公務上負傷し、又は疾病にかかり、これ

により不具磨疾となつた者

2 第七條第一項に規定する程度の不具磨疾の状態になつた日に

おいて、日本の国籍を有しない

ことのない者

3 第七條第一項に規定する程度の不具磨疾の状態になつた日以

後、この法律の施行前に

昭和二十七年四月一日以前に

昭和二十年九月一日以後に

昭和二十年九月一日以後に

昭和二十年九月一日以後に

昭和二十年九月一日以後に

昭和二十年九月一日以後に

昭和二十年九月一日以後に

る権利に五年以内の期限を附する

四條第一項第二号から第四号までの一に該当した者

(障害年金の減額及び免除)

第十二条 障害年金の支給を受けて立保養所に収容された場合においては、その者が收容されている者

間、政令の定めるところにより、その者に支給する障害年金につき

その一部を減額することができ

る。

2 恩給法の特例に関する件又は未

復員者給與法の規定により傷病賜

金又は障害一時金を受けた者が、

同一の事由によつて障害年金の支

給を受ける場合には、政令

の定めるところにより、その者に

支給する障害年金の額から、既に

受けた傷病賜金又は障害一時金の

額に相当する額の全部又は一部を

控除することができる。

(障害年金の始期及び終期)

第十三条 障害年金の支給は、第七

條第一項の規定により支給するも

のについては、昭和二十七年四月

(同項各号の一に規定する者に支

給するものについては、当該各号

に掲げる日の属する月の翌月)か

ら、同條第二項の規定により支給

するものについては、同項に規定

する議決があつた日の属する月の

翌月から始め、権利が消滅した日

の属する月で終る。

2 第十條第一項の規定により、障

害年金の額を改定した場合におい

て、改定された額による障害年金

の支給は、同條第三項に規定する

議決があつた日の属する月の翌月

から始める。

(障害年金を受ける権利の消滅)

第十四条 障害年金を受ける権利を有する者が、左の各号の一に該当するときは、当該障害年金を受ける権利は、消滅する。

1 死刑又は無期若しくは三年を

こえる懲役若しくは禁錮の刑に

処せられたとき。

2 在職期間内における職務に関

する犯罪(過失犯を除く。)によ

り、禁錮以上の刑に処せられた

とき。

3 厚生大臣によつて第七條第一

項に規定する程度の不具施設の

状態がなくなつたものと認定さ

れたとき。

4 第二項の規定は、前項但書の場合に準用する。

(障害年金を受ける権利の受継)

5 厚生大臣によつて第五号の認定

をするにあつては、接認審査会

の議決を経なければならない。

(障害年金の支給停止)

6 第十五條 障害年金を受ける権利を有する者が、三年以下の懲役又は

禁錮(○以上)の刑に処せられたとき。

7 その日の属する月の翌月から、そ

の日の属する月の翌月まで、その者に支給すべき障害年金の支給

を停止する。但し、刑の執行を終り、又は執行を受けたときがなくなる日

とができる。

8 前項の場合は、同順位

の相続人が数人あるときは、その

一人のした障害年金の請求又はそ

の支給の請求は、全員のためそ

の一人に対しても障害年金を受

ける権利の裁定又はその支給は、

を受けることがなくなる日の属する月まで、その者に支給すべき障害年金の支給を停止する。

(更生医療の給付)

第十七条 厚生大臣は、軍人軍属であつた者で在職期間内に公務上負傷し、又は疾病にかかり、これにより政令で定める程度以上の視力障害、聽力障害、○肢體不自由又は中枢神經機能障害の状態にあるものが、その職業能力を回復し、その他更生するために再手術等の治療が必要であると認めるときは、その者の申請により、更生医療の給付を行なうことができる。

2 指定医療機関が請求することのできる診療報酬の額を決定するにあつては、社会保険診療報酬支拂基金法(昭和二十三年法律第百三十九号)に定める審査委員会又は医療に関する審査機関で厚生省令で定めるものの意見をきかなければならぬ。

3 厚生大臣は、第一項の規定により指定医療機関が請求することのできる診療報酬の額を決定するにあつては、社会保険診療報酬支拂基金法(昭和二十三年法律第百三十九号)に定める審査委員会又は医療に関する審査機関で厚生省令で定めるものの意見をきかなければならぬ。

2 指定医療機関は、厚生大臣の行

う前項の決定に従わなければならぬ。

3 指定医療機関は、厚生大臣の行

う前項の決定に従わなければならぬ。

2 指定医療機関は、厚生大臣の行

う前項の決定に従わなければならぬ。

2 指定医療機関の管理者は、正當な理由なく、前項の報告の求めに応ぜず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の同意を拒んだときは、

指定医療機関の管理者に対する必

要な報告を求め、又は当該職員を

して、指定医療機関について、そ

の管理者の同意を得て、実地に診

療録その他の帳簿類を検査させ

ることができる。

2 指定医療機関の管理者は、正當な理由なく、前項の報告の求めに応ぜず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の同意を拒んだときは、

指定医療機関の管理者に対する必

要な報告を求め、又は当該職員を

して、指定医療機関について、そ

の管理者の同意を得て、実地に診

療録その他の帳簿類を検査させ

ることができる。

2 指定医療機関の管理者は、正當な理由なく、前項の報告の求めに応ぜず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の同意を拒んだときは、

指定医療機関の管理者に対する必

要な報告を求め、又は当該職員を

して、指定医療機関について、そ

の管理者の同意を得て、実地に診

療録その他の帳簿類を検査させ

ることができる。

関の診療内容及び診療報酬の請求を隨時審査し、且つ、指定医療機関が前條の規定によつて請求することのできる診療報酬の額を決定することができる。

2 指定医療機関は、厚生大臣の行

う前項の決定に従わなければならぬ。

3 指定医療機関は、厚生大臣の行

う前項の決定に従わなければならぬ。

2 指定医療機関は、厚生大臣の行

う前項の決定に従わなければならぬ。

党 員 ○言語機能障害、

力障害、聽力障害、○肢體不自由

又は中枢神經機能障害の状態にあるものにつき、必要があると認められるときは、その者の申請により、

盲人安全つゝ若しくは補器具を支

給し、又はこれを修理することができ。

2. 厚生大臣は、特別の事由がある場合には、前項の支給又は修理に代えて、盲人安全つゝ又は補器具の購入又は修理に要する費用を支給することができる。

(遺族の範囲) 第二十四條 遺族年金を受けるべき遺族の範囲は、死亡した者の死亡の当時ににおける配偶者(婚姻届出をしていないが、事實上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。)子、父、母、孫、祖父及び祖母で、死亡した者の死の当時の国籍を有し且つ、その者によつて生計を維持し、又はその者と生計をともにしていてもの(死亡した者の死亡の当時、その者の軍人軍属たることによる勤務がなかつたならば、これらの條件に該当してしたものと認められるものを含む。以下同じ。)とする。

2. 子については、十八歳未満であつて、配偶者がないこと、又は不具廻疾であつて、生活資料を得ることができないこと。

3. 父及び母については、六十歳以上であること、又は不具廻疾であつて、生活資料を得ることができないこと。

(遺族年金の額) 第二十七条 前條の規定にかかわらず、第二十三條第一項第二号に掲げる遺族に支給する遺族年金の額は、前條に定める額の十分の六に相当する額とする。

(遺族年金の始期及び終期) 第三十條 遺族年金の支給は、昭和二十七年四月(死亡した者の死亡の翌月)から始め、権利が消滅した日の属する月で終る。

(遺族年金の割合) 第二十九條 同一の支給事由により遺族年金を受ける権利を有する者が数人ある場合は、これららの者は、全員のために、そのうち一人を選定して、当該遺族年金の請求又はその支給の請求を行わなければならぬ。但し、世帯を異にする等やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

(遺族年金の支給の権利の消滅) 第三十一條 遺族年金を受ける権利を有する者が、左の各号の一に該当するときは、当該遺族年金を受ける権利は、消滅する。

1. 死亡したとき。

2. 死刑又は無期若しくは三年をこえる懲役若しくは禁錮の刑に処せられたとき。

3. 日本の国籍を失つたとき。

## 官 報 (号 外)

(遺族年金の支給) 第二十三条 左に掲げる遺族には、遺族年金を支給する。

1. 在職期間内に公務上負傷し、又は疾病にかかり、在職期間内又は在職期間経過後に、これにより死亡した軍人軍属又は軍人軍属であつた者の遺族

2. 隊員年金又は軍人たるによる増加恩給(その支給事由である権利を有するに至つた後、その権利を失うことなく、当該隊員年金又は増加恩給の支給事由である負傷又は疾病以外の事由

(第二十五条) 第二十五条 丈夫年金は、祖父母又は祖母については、遺族年

(第二十六條) 第二十六条 遺族年金の額は、配偶者については、一万円、子、父、母、孫、祖父及び祖母について、一人につき五千円とする。

(第二十七條) 第二十七条 前條の規定にかかわらず、第二十三條第一項第二号に掲げる遺族に支給する遺族年金の額は、前條に規定する遺族に遺族年金を支給する場合において、遺族全員に対して支給すべき遺族年金の額は、死亡した者が死んだ當時受けられた死亡年金を、同項の規定にかかるべき各遺族に支給すべき遺族年金の額の割合にあん分して得た額とする。

(第二十八條) 第二十八条 同一の支給事由により遺族年金を受ける権利を有する者が数人ある場合は、これらの者は、全員のために、そのうち一人を選定して、当該遺族年金の請求又はその支給の請求を行わなければならぬ。但し、世帯を異にする等やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

(第二十九條) 第二十九条 左に掲げる遺族には、

四三 離縁によつて、死亡した者との親族關係が終了したとき。

四五 夫、子、父、母、孫、祖父母及び祖母について、第二十五條各号に規定する條件に該當しない場合は、第一号に規定する條件に該當しなくなつたとき。

五六 配偶者については、婚姻（届出をしないが事實上婚姻關係と同様の事情に入つてゐる）と認められる場合を含む。以下同じ。六七 項に規定する者及び死亡した者の兄弟姉妹で、死亡した者の死の當時、その者によつて生計を維持し、又はその者と生計を維持し、又はその者と生計をともにしていたもの以外の者の養子となつたとき。

一六 項に規定する者及び死亡した者の兄弟姉妹で、死亡した者の死の當時、その者によつて生計を維持し、又はその者と生計をともにしていたもの以外の者の養子となつたとき。

一七 第二十九條第一項に規定する者には、左の区別により、その一を支給する。一額が異なるときは、そのうち最高額のもの。

二八 父、母、祖父又は祖母が婚姻者が選ぶもの

(適用規定) 第三十三條 第五條及び第六條の規定は、遺族年金の支給に準用する。

(遺族一時金の支給) 第三十四條 昭和十六年十一月八日以後における在職期間内に、公務上負傷し、又は疾病にかかり、在職期間内又は在職期間経過後、これにより、死亡した軍人軍属又は軍人軍属であつた者の遺族には、〇〇遺族一時金を支給する。

(遺族一時金の支給) 第三十五條 第二項の規定は、前項の場合に準用する。

(遺族の範囲) 第三十五條 遺族一時金を受けるべき遺族の範囲は、死亡した者の死の當時、日本国籍を有し、且つ、その者によつて生計を維持し、又はその者と生計をともにしていたものとする。但し、夫、子及び孫について、この法律の施行の際（死亡した者の死の日がこの法律の施行後であるときは、その死の日）に至つた者たるが、死亡した者の氏と同じ姓を称してゐる者（遺族と婚姻し、又は遺族の養子となつた者）を除く。

(遺族の範囲) 第三十五條 第二項は、第一号、第二号又は第四号に規定する條件に該當する場合に限る。

(遺族の順位) 第三十六條 遺族一時金を受けるべき遺族の順位は、前條第一項の規定による順序とする。

(遺族の順位) 第三十六條 遺族一時金を受けるべき遺族の順位は、前條第一項の規定による順序とする。但し、

一九 瞬和二十七年四月一日において、死亡した者の氏と同じ姓を称してゐる者（遺族と婚姻し、又は遺族の養子となつた者）を除く。

(遺族の順位) 第三十六條 遺族一時金を受けるべき遺族の順位は、前條第一項の規定による順序とする。但し、

し、実父母を後にし、〇〇祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、実父母を後にする。

(遺族一時金の支給) 第三十八條 左に掲げる遺族には、

一 一配偶者第七号に掲げる者を除く。二 子（第八号に掲げる者を除く。）三 父母（第九号に掲げる者を除く。）四 孫（第十号に掲げる者を除く。）五 祖父母（第十一号に掲げる者を除く。）六 兄弟姉妹（第十二号に掲げる者を除く。）七 死亡した者の死亡の日以後昭和二十七年三月三十一日以前に遺族（前條第一項に規定する者を除く。）この條中以下同じ。八 昭和二十七年四月一日（死亡した者の死の日）が昭和二十七年四月一日以後昭和二十七年四月二日以後あるときは、その死亡の日。この條中以下同じ。九 死亡した者の氏と同じ姓を称してゐない子（遺族と婚姻し、又は遺族の養子となつた者）及び婚姻前の氏に復した配偶者の氏を称する者を除く。又は死亡した者の氏と同じ姓を称してゐても、その同じ氏を称しても、その同じ氏を称するに至つた事由が、死亡した者と婚姻關係にあること以外の事由に因るものである。十 遺族と婚姻し、又は遺族の養子となつた者（遺族と婚姻し、又は遺族の養子となつた者）を除く。

(遺族一時金の支給) 第三十九條 第十六條第三項の規定

三 禁つて以上の刑に処せられ、〇〇昭和二十七年四月一日（死亡した者の死の日）が昭和二十七年四月二日以後あるときは、その死亡の日において、その執行を終り、又は執行を

二 死亡した者の死亡の日以後、〇〇第三十一條第二号から第四号まで又は第六号から第八号まで

十二 昭和二十七年四月一日において、死亡した者の氏と同じ姓を称してゐない兄弟姉妹（遺族と婚姻し、又は遺族の養子となつた者）を除く。

(遺族一時金の支給) 第四十條 障害年金、遺族年金又は

三 遺族一時金に關する处分に不服がある者は、その処分の通知を受けた日から一年以内に、書面で厚生

二 遺族一時金に關する处分に不服がある者は、その処分の通知を受けた日から一年以内に、書面で厚生

一 遺族一時金に關する处分に不服がある者は、その処分の通知を受けた日から一年以内に、書面で厚生

(適用規定) 第三十九條 第十六條第三項の規定

三 禁つて以上の刑に処せられ、〇〇昭和二十七年四月一日（死亡した者の死の日）が昭和二十七年四月二日以後あるときは、その死亡の日において、その執行を終り、又は執行を

二 死亡した者の死亡の日以後、〇〇第三十一條第二号から第四号まで又は第六号から第八号まで

十二 昭和二十七年四月一日において、死亡した者の氏と同じ姓を称してゐない兄弟姉妹（遺族と婚姻し、又は遺族の養子となつた者）を除く。

(遺族一時金の支給) 第四十條 障害年金、遺族年金又は

三 遺族一時金に關する处分に不服がある者は、その処分の通知を受けた日から一年以内に、書面で厚生

二 遺族一時金に關する处分に不服がある者は、その処分の通知を受けた日から一年以内に、書面で厚生

く。又は死亡した者の氏と同じ姓を称してゐても、その同じ氏を称するに至つた事由が、死亡した者と配偶關係にある事由に因るものである。十 瞬和二十七年四月一日において、死亡した者の氏と同じ姓を称してゐても、その同じ氏を称する事由が、死亡した者と配偶關係にある事由に因るものである。

(遺族一時金の支給) 第三十九條 第十六條第三項の規定

三 禁つて以上の刑に処せられ、〇〇昭和二十七年四月一日（死亡した者の死の日）が昭和二十七年四月二日以後あるときは、その死亡の日において、その執行を終り、又は執行を

二 死亡した者の死亡の日以後、〇〇第三十一條第二号から第四号まで又は第六号から第八号まで

十二 昭和二十七年四月一日において、死亡した者の氏と同じ姓を称してゐない兄弟姉妹（遺族と婚姻し、又は遺族の養子となつた者）を除く。

(遺族一時金の支給) 第四十條 障害年金、遺族年金又は

三 遺族一時金に關する处分に不服がある者は、その処分の通知を受けた日から一年以内に、書面で厚生

二 遺族一時金に關する处分に不服がある者は、その処分の通知を受けた日から一年以内に、書面で厚生

一 遺族一時金に關する处分に不服がある者は、その処分の通知を受けた日から一年以内に、書面で厚生

(適用規定) 第四十條 障害年金、遺族年金又は

三 遺族一時金に關する处分に不服がある者は、その処分の通知を受けた日から一年以内に、書面で厚生

二 遺族一時金に關する处分に不服がある者は、その処分の通知を受けた日から一年以内に、書面で厚生

一 遺族一時金に關する处分に不服がある者は、その処分の通知を受けた日から一年以内に、書面で厚生

(適用規定) 第四十條 障害年金、遺族年金又は

三 遺族一時金に關する处分に不服がある者は、その処分の通知を受けた日から一年以内に、書面で厚生

二 遺族一時金に關する处分に不服がある者は、その処分の通知を受けた日から一年以内に、書面で厚生

一 遺族一時金に關する处分に不服がある者は、その処分の通知を受けた日から一年以内に、書面で厚生

(適用規定) 第四十條 障害年金、遺族年金又は

関し必要な事項は、大蔵省令で定めること。

(遺族一時金の支給) 第三十九條 左に掲げる遺族には、

一 重大な過失によつて公務上負傷し、又は疾病にかかり、これにより死亡した者の遺族には、

く。又は死亡した者の氏と同じ姓を称してゐても、その同じ氏を称するに至つた事由が、死亡した者と配偶關係にある事由に因るものである。十 瞬和二十七年四月一日において、死亡した者の氏と同じ姓を称していても、その同じ氏を称する事由が、死亡した者と配偶關係にある事由に因るものである。

(遺族一時金の支給) 第三十九條 第十六條第三項の規定

三 禁つて以上の刑に処せられ、〇〇昭和二十七年四月一日（死亡した者の死の日）が昭和二十七年四月二日以後あるときは、その死亡の日において、その執行を終り、又は執行を

二 死亡した者の死亡の日以後、〇〇第三十一條第二号から第四号まで又は第六号から第八号まで

十二 昭和二十七年四月一日において、死亡した者の氏と同じ姓を称してゐない兄弟姉妹（遺族と婚姻し、又は遺族の養子となつた者）を除く。

(遺族一時金の支給) 第四十條 障害年金、遺族年金又は

三 遺族一時金に關する处分に不服がある者は、その処分の通知を受けた日から一年以内に、書面で厚生

二 遺族一時金に關する处分に不服がある者は、その処分の通知を受けた日から一年以内に、書面で厚生

一 遺族一時金に關する处分に不服がある者は、その処分の通知を受けた日から一年以内に、書面で厚生

(適用規定) 第四十條 障害年金、遺族年金又は

三 遺族一時金に關する处分に不服がある者は、その処分の通知を受けた日から一年以内に、書面で厚生

二 遺族一時金に關する处分に不服がある者は、その処分の通知を受けた日から一年以内に、書面で厚生

一 遺族一時金に關する处分に不服がある者は、その処分の通知を受けた日から一年以内に、書面で厚生

(適用規定) 第四十條 障害年金、遺族年金又は

三 遺族一時金に關する处分に不服がある者は、その処分の通知を受けた日から一年以内に、書面で厚生

二 遺族一時金に關する处分に不服がある者は、その処分の通知を受けた日から一年以内に、書面で厚生

一 遺族一時金に關する处分に不服がある者は、その処分の通知を受けた日から一年以内に、書面で厚生

(適用規定) 第四十條 障害年金、遺族年金又は

2 前項の規定による不服の申立は、時効の中止については、裁判所の請求とみなす。

3 厚生大臣は、特にやむを得ない事由があると認めるときは、第一項の期間を経過した後においても、不服の中立を受理することができる。

## (裁決)

第四十一条 厚生大臣は、不服の申立てを受けたときは、必要な審査を行ひ、すみやかに裁決をし、不服の申立てをした者にこれを通知しない。

2 前項の規定により厚生大臣が裁決を行うにあつては、援護審査会の意見をきかなければならなければならぬ。

(政令への委任)  
第四十二条 前二條に定めるものの外、不服の申立て、審査及び裁決の手続に関する必要な事項は、政令で定める。

## 第四章 雜則

## (年金の支給期月)

第四十三条 障害年金及び遺族年金は、政令で定める期月に、それぞれその前月分までを支給する。但し、前支給期月に支給すべきであつた年金又は年金を受ける権利を有する者がその権利を失つた場合におけるその期の年金は、支給期月でない時期においても、支給する。

## (受給権調査)

第四十四条 厚生大臣は、障害年金又は遺族年金の支給を受けている者について必要があると認めると

ときは、その身分關係の異動及び不具魔疾の状態○(その他必要な事項)に關して、その者に必要な書類の提出を命ずることができる。

2 厚生大臣は、障害年金又は遺族年金の支給を受けている者にて不具魔疾の状態を調査するため必要があると認めるときは、その者に医師の診断を受けるべきことを命ずることができる。

3 厚生大臣は、正当の理由がない、第一項に規定する書類を提出せず、又は前項の診断を受けない者に対しては、障害年金又は遺族年金の支給を一時差し止めることができる。

## (時効)

第四十五条 障害年金、遺族年金又は遺族一時金を受ける権利は、七年間行わないときは、時効によつて消滅する。

## (譲渡又は担保の禁止)

第四十六條 障害年金、遺族年金又は遺族一時金を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することができない。

## (差押の禁止)

第四十七条 障害年金、遺族年金又は遺族一時金を受ける権利及び第三十七條に規定する固債は、差し押えることができない。但し、國税徴収法(明治三十年法律第二十一号)又は国税徴収の例による場合においては、この限りでない。

## (非課税)

第四十八條 障害年金、第十七條又は第二十一條の規定により支給を受ける事由により支給を

受ける金品及び遺族一時金並びに不具魔疾の状態○に關して、その者に必要な書類の提出を命ずることができる。

2 厚生大臣は、障害年金又は遺族又はその相続人が受けれる利子及びこれらの者の当該国債の譲渡による所得については、所得税を課さない。

(年金の支拂)  
第四十九條 障害年金及び遺族年金の支拂に關する事務は、郵政大臣が取り扱うものとする。

2 厚生大臣は、前項の支拂に必要な資金を郵政大臣の指定する出納官吏に交付しなければならない。

3 第三十條に規定する固債の元利金の支拂に關する事務は、郵政大臣が取り扱うことができる。

4 前項の場合において、当該増加恩給が恩給法第五十條第一項の規定による有期のものであるときは、前項の規定により裁定があつたものとみなされた障害年金について、その期間(その期間の一部がこの法律の施行前に経過したものであるときは、その残期間)につき、第九條第一項の規定による期限が附せられたものとする。

5 軍人たるによる増加恩給を受けることができる者に対する同一の事由による障害年金は、その増加恩給を受ける権利につき裁定があつた場合にのみ支給する。

6 第三項の場合においては、増加恩給と障害年金を併給しないで、他のときは、増加恩給のみを支拂うものとする。但し、障害年金の額が増加恩給の額をこえるときは、障害年金のみを、その他のときは、増加恩給のみを支拂うものとする。

7 前項の規定により支給を停止され、又は停止されたことのある遺族年金につき、その支給を受ける者がその権利を失つた場合において、船員保険法の規定によつて遺族年金の支給を受けるべき者が他にないときは、左に掲げる障害年金及び遺族年金の額の合算額を同法第五十條ノ六第四号に規定する「既ニ支給ヲ受ケタル障害年金」と其ノ遺族カ其ノ者ノ死亡ニ関シ

りでない。この場合においては、その担保権が存続する間、その者に支給すべき障害年金の額から増加恩給の額に相当する額を控除するものとする。

8 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の規定による障害年金又は遺族年金の支給を受けることができるときは、その権利が存続する間、その者に支給すべき障害年金の額から増加恩給の額に相当する額を控除するものとする。

7 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の規定による障害年金又は遺族年金の支給を受けることができるときは、その権利が存続する間、その者に支給すべき障害年金の額から増加恩給の額に相当する額を控除するものとする。

8 前項の規定により支給を停止され、又は停止されたことのある遺族年金につき、その支給を受ける者がその権利を失つた場合において、船員保険法の規定によつて遺族年金の支給を受けるべき者が他にないときは、左に掲げる障害年金及び遺族年金の額の合算額を同法第五十條ノ六第四号に規定する「既ニ支給ヲ受ケタル障害年金」と其ノ遺族カ其ノ者ノ死亡ニ関シ

支給ヲ受ケタル遺族年金トノ合算額」とみなしして、同号の規定を適用する。

一 船員保險法の規定によつて支給を受けた障害年金

二 障害年金を受けた者の死亡に関する、船員保險法の規定によつて支給を受けた障害年金

三 この法律の規定によつて支給を受けた障害年金

四 前項の規定によつて遺族年金の支給を停止された遺族及び船員保險法第五十條ノ三第一項の規定に該当する者が、障害年金の支給を受けた者の死亡に関する、この法律の規定によつて支給を受けた遺族年金

第五十條ノ三第一項の規定により死亡した者の死亡に関する、この法律の規定によつて支給を受けた遺族年金

第三十條第二項の規定によつて発行する利子については、前拂をすることができる。

第十條 障害年金を受けた者の死

亡の場合は、昭和二十七年四月一日から昭和二十八年二月二十八日までの間にあつて當該年金を受ける権利が消滅する事由が生じた場合においては、第三十條第一項の規定にかかるべき、当該年金の支給の終期は、昭和二十八年三月とす。

十一 遺族年金は、昭和二十七年度分に限り、第四十三条の規定にかかるべき、政令で定める期月に、政令で定あるところにより、遺族年金の支給を始める月から昭和二十八年三月分まで、(当該年金の支給を停止する事由が當該年金を支拂った日前に生じたときは、当該年金の支拂する月分までとする)をま

とめて支拂することができる。

十二 前項の規定により遺族年金を支拂した後に

該第「頃の規定により各遺族に支拂すべき遺族年命の額に逆更を生ずべき事由が生じた場

合における返還すべき金額の返還その他に關

し必要な事項は、厚生省令で定まる。

厚生省設置法(昭和二十四年法

律第一百五十一号)の一部を次のよ

うに改正する。

第十二条第七号の次に次の一号

を加える。

七の一 戰傷病者の保護更生に關する調査及び企画を行い、並びにこれを実施すること。

第十五條中「國立身體障害者更

生指導所」を「國立保養所

に改める。

(國立保養所)

第二十六條の次に次の一條を加

える。

第二十六條の二 國立保養所は、

重度の身體障害を有する旧軍人

下に、その保養を行わせる機関

とする。

引揚援護廳設置令(昭和二十三

年政令第二百二十四号)の一部を次

のように改正する。

第二條中第一号を第二号とし、

第一号の次に次の二号を加える。

二 戰傷病者、戰没者遺族等の援護に関する事務を行ふこと。

第五條第五号の次に次の二号を

加える。

六 戰傷病者、戰沒者遺族等の援護に関する調査企画の事務

(厚生省の本省の所掌に屬するもの)を除く。)を行うこと

七 戰傷病者戰沒者遺族等援護法(昭和二十七年法律第

二十七号)の一部を次のよう改

正する。

第八條第四項中「老年者でないものをいう。」の下に「但し、左に

掲げる者が戦傷病者戰沒者遺族等

援護法(以下遺族等援護法とい

う)第二十三條の規定により遺族

年金を受ける者である場合には、扶養親族の有無を問わないものと

する。」を加える。

第十五條の二第二項中「四千円」

の下に「(当該不具者が遺族等援護法第七條の規定により障害年金を受ける者である場合には、六千円)」を加える。

第十五條の三中「四千円」の下に「(当該老年者が遺族等援護法第二十三條の規定により遺族年金を受ける者である場合には、六千円)」を加える。

第十五條の四中「四千円」の下に「(当該寡婦が遺族等援護法第二十三條の規定により遺族年金を受ける者である場合には、六千円)」を加える。

第十五條の五中「四千円」の下に「(当該勤労学生が老年者又は寡婦でない場合において、遺族等援護法第二十三條の規定により遺族年金を受ける者である場合には、六千円)」を加える。

別表第二イ月額表中「から324円を基準とした金額」を「から334円(こ

れらの基準を認められる者が遺族

年金を受ける者である場合は、500円)を基準とした金額」に

改め、同表ノ期額表中「から78円

を基準とした金額」を「から78円(こ

れらの基準を認められる者が遺族

年金を受ける者である場合は、117円)を基準とした金額」に

所得稅法(昭和二十二年法律第

二十七号)の一部を次のよう改

正する。

第三十九條第一項中「その事実」の下に「自己が遺族等援護法第七條の規定により障害年金を受ける不具者である旨を申告された者であるかどうか」に改める。

第三十九條第一項中「その事実」の下に「自己が遺族等援護法第七條の規定により障害年金を受ける不具者である場合又は同法第二十

条の規定により遺族年金を受けれる老年者、寡婦若しくは勤労学生である場合にのみその事実」を加え

る。

第四十條中「又は勤労学生であらかどうか」を「若しくは勤労学生であるかどうか又は遺族等援護法第七條の規定により障害年金を受ける不具者若しくは同法第二十三條の規定により遺族年金を受ける老年者、寡婦若しくは勤労学生である場合にのみその事実」を加え

る。

第六十二條第一項中「勤労学生であるかどうかの別」を「勤労学生であるかどうか及び遺族等援護法の規定による障害年金又は遺族年金を受ける者であるかどうかの別」に改める。

第六十二條第一項中「勤労学生であるかどうか」を「勤労学生であるかどうか及び遺族等援護法の規定による障害年金又は遺族年金を受ける者であるかどうかの別」に改める。

第六十二條第一項中「勤労学生であるかどうか」を「勤労学生であるかどうかの別」を「勤労学生であるかどうか及び遺族等援護法の規定による障害年金又は遺族年金を受ける者であるかどうかの別」に改める。

第六十二條第一項中「勤労学生であるかどうか」を「勤労学生であるかどうか」に改める。

第二十三條の規定により遺族年金を受ける老年者、寡婦若しくは勤労学生である旨を申告された者であるかどうかに改める。

第三十九條第一項中「その事実」の下に「自己が遺族等援護法第七條の規定により障害年金を受ける不具者である場合又は同法第二十

条の規定により遺族年金を受ける不具者である場合にのみその事実」を加え

る。

改め、同表ハ曰額表中「から12円(一)を基準した金額」を「から12円(一)を基準した金額」を認められる者が遺族等に対する処置を認められる者の受ける者である場合又は遺族年金を受ける者である場合には、17円(一)を基準した金額に改め。

別表第四中「4,000円を基準した金額」を「4,000円(一)から12円(一)を基準した金額」を認められる者が遺族等援護法の規定による障害年金又は遺族年金を受ける者である場合には、6,000円(一)を基準した金額に改め。

17 郵便振替貯金法(昭和二十三年法律第六十号)の一部を次のように改定による障害年金又は遺族年金を受ける者である場合には、6,000円(一)を基準した金額に改め。

第六十四条(國債の買上代金及び元利金の支拂)郵便局において、命令の定めるところにより、加入者のため、國債を買上(一)又は國債の元利金を支拂つたときは、口座所管官において、その買上代金又は、元利金の支拂に要した金額を当該加入者の口座の貯金から拂り出す。

第六十五条(郵便振替貯金)前條の規定による第左の金額の範囲内において、郵政大臣が定めたる。

一 国債を買上した場合 国債の額面金額の千分の二乃至千分の十に相当する金額

二 國債の元利金を支拂つた場合 支拂金額の千分の四十に相当する金額

〔梅津錦一君登壇、拍手〕

○梅津錦一君 只今議題となりました戰傷病者報償及遺族等援護法案につきまして、厚生委員会における審議の経過並びに結果の御報告を申上げます。

員長連名を以ちまして、總理大臣に対し、専任厚生大臣任命方を強硬に申入

れるという事態も惹起したのであります。衆議院におきましては、當方の申

とす、今日まで放置されておりましたこ

とは、そのことの理由の如何を問わず

誠に遺憾の極みであったのであります。これに關する諸類、陳情の山積みを見ましても、これらの人々の衷情の

ほどが察せられるのであります。厚生委員会におきましては、かねてから本問題の緊急重要性に鑑みまして、特に

遺族援護に関する小委員会を設置いたしました。これに關する點は、

ほどの察せられるのであります。厚生委員会におきましては、かねてから本問題の緊急重要性に鑑みまして、特に

遺族援護に関する小委員会を設置いたしました。これに關する點は、

ほどの察せられるのであります。厚生委員会におきましては、かねてから本問題の緊急重要性に鑑みまして、特に

遺族援護に関する小委員会を設置いたしました。これに關する點は、

ほどの察せられるのであります。厚生委員会におきましては、かねてから本問題の緊急重要性に鑑みまして、特に

遺族援護に関する小委員会を設置いたしました。これに關する點は、

ほどの察せられるのであります。厚生委員会におきましては、かねてから本問題の緊急重要性に鑑みまして、特に

遺族援護に関する小委員会を設置いたしました。これに關する點は、

ほどの察せられるのであります。厚生委員会におきましては、かねてから本問題の緊急重要性に鑑みまして、特に

遺族援護に関する小委員会を設置いたしました。これに關する點は、

ほどの察せられるのであります。厚生委員会におきましては、かねてから本問題の緊急重要性に鑑みまして、特に

遺族援護に関する小委員会を設置いたしました。これに關する點は、

うこと。以上が衆議院の修正でござい

ます。

よつて本委員会におきましては、こ

の法律案がいよいよ本付託に相成りま

したので、先づ政府當局から提案理由

並びに法律の大要について説明を求

め、次いで衆議院側より衆議院の修正

箇所についての説明を聽取いたしま

して後、慎重審議の過程をおきまして、

委員と政府當局との間に熱心なる質疑

応答が交わされたのであります。即ち

本法が実施された場合に、遺族等に對し

現金が交付される時期如何、生活保護

法適用者と本法との關係、事實上の婚

姻の意義、公債の発行方法並びにその

現金化問題等々の質疑に対しまして、

厚生大臣並びに引揚援護廳長官からそ

れぞれ答弁がありました。その詳細

は速記録によりまして御承知願いたい

と存ずるのであります。

而して本委員会におきましては、慎

重審議の結果、この法律案はなお不備

の点多く、更に修正を加える必要を認

めましたので、この法律案の審査を小委

員会におきましては、超党派的に全員

協力して慎重審議いたしました結果、

修正案並びにこれに關連して政府に對

する要望事項を次の通り決定いたした

と。障害年金及び遺族年金において三

給権の消滅條件となつておるのを停止

條件と改めること。障害年金受給者死

亡せる場合の遺族年金の限度を二万四

千円とするを生前受けたいた額の範囲

内とする。その他字句の修正を行

切なる根本対策を講ずること。

二、弔慰金として交付する公債はこ

れを一種類とし、その現金化につき特

別の措置を講ずること。



松本 昇君	秋山俊一郎君	田中 一君	加藤シヅエ君
鈴木 直人君	山村 幸作君	山田 節男君	羽仁 五郎君
長谷山行毅君	高橋進太郎君	矢嶋 三義君	村尾 重雄君
堀 未治君	鈴木 恭一君	永井純一郎君	吉川末次郎君
安井 謙君	平林 太一君	島 清君	池田七郎兵衛君
長島 銀藏君	竹中 七郎君	佐々木良作君	松永 義雄君
有馬 英二君	菊田 七平君	相馬 助治君	中村 正雄君
小川 久義君	國 伊能君	山下 義信君	正雄君
池田宇右衛門君	前之園喜一郎君	伊藤 修君	大矢半太郎
駒井 藤平君	林屋繼次郎君	曾祢 益君	西川甚五郎
北村 一男君	中山 寿彦君	片岡 文重君	菊田 七平
白波瀬米吉君	岩沢 忠恭君	大野 幸一	西川甚五郎
鈴木 強平君	栗栖 越夫君	岡崎 真一	黒田 英雄
西田 隆男君	大屋 横尾	下條 恭兵	伊藤 保平
泉山 三六君	櫻尾 龍君	岡崎 真一	西川甚五郎
境野 清雄君	大隈 信幸君	大野 幸一	伊藤 保平
木内 ヤヤウ君	重盛 寿治君	厚生 大臣	大矢半太郎
門田 定蔵君	栗山 良夫君	建設 大臣	油井賢太郎
江田 三郎君	梅津 錦一君	運輸 大臣	大矢半次郎
三橋八郎君	若木 勝藏君	郵政大臣	伊藤 保平
中田 吉雄君	山崎 一郎君	電気通信大臣	片岡 文重君
三好 始君	荒木正三郎君	労働大臣	西川甚五郎
深川タマエ君	門田 定蔵君	建設大臣	西川甚五郎
内村 清次君	紅露 みつ君	法務大臣	西川甚五郎
高田なほ子君	山崎 恒君	農林大臣	西川甚五郎
深川榮左エ門君	大蔵省主	法務政務次官	西川甚五郎
岡田 宗司君	河崎 ナツ君	法務政務次官	西川甚五郎
堀木 錢三君	須藤 五郎君	法務政務次官	西川甚五郎
岩間 正男君	上條 愛一君	法務政務次官	西川甚五郎
水橋 藤作君	水橋 藤作君	法務政務次官	西川甚五郎
松原 一彦君	千田 正君	法務政務次官	西川甚五郎
東 陸君	岩崎正三郎君	法務政務次官	西川甚五郎

補助貨幣損傷等取締法臨時特例案 右全会一致をもつて可決すべきもの	[第二十五回表題]	審査報告書	多数意見者署名 下條 恭兵 菊田 七平
			油井賢太郎 木村禧八郎
			森 八三一 黒田 英雄
			森 八三一 黑田 英雄
			大野 幸一 岡崎 真一
			西川甚五郎 伊藤 保平
			大矢半次郎

要領書	要領書	要領書	要領書
委員会の決定の理由	委員会の決定の理由	委員会の決定の理由	委員会の決定の理由
一、委員会の決定の理由	一、委員会の決定の理由	一、委員会の決定の理由	一、委員会の決定の理由
本法案は、日本以下の補助貨幣の損傷取締について特例を設け、補助貨幣損傷等取締法の罰則の適用を一時排除しようとするものであつて、適当な措置と認める。	本法案は、國家公務員共済組合の組合員に対する療養費の現金支拂の制限、医療機関に対する大蔵大臣の検査権の附與、は育手当及び埋葬料の増額、療養の給付期間経過の場合の傷病手当金支給の打ち切り、組合員の組合に対する支拂金の俸給その他の給與から差引金の俸給その他の給與から差引制度の新設等、所要の改正をしようとするとものであつて、適当な措置と認める。	本法案は、最近の経済情勢並びに外交再開の場合を考慮して、内閣旅費及び外国旅費の定額を改訂するものであつて、適当な措置と認める。	本法案は、昭和二十七年度予算には、一般会計及び特別会計を通じて、内国旅費百六十五億四千五百億円、計百七十六億五千四百三十五億円、二百二十五万九千円、外國旅費六億一千二百九千円が計上されている。
二、事件の利害得失	二、事件の利害得失	二、事件の利害得失	二、事件の利害得失
一円以下の補助貨幣が非鉄金属類に混同して溶解された場合等において、補助貨幣損傷等取締法に規定する罰則の適用を受ける不合規理を是正し得る利益がある。	國家公務員共済組合の保健給付支拂等の適正化を図り得る利益がある。	国家公務員等の旅費を実情に適応せしめ得る利益がある。	国家公務員等の旅費を実情に適応せしめ得る利益がある。
三、費用	三、費用	三、費用	三、費用
この法律施行のため別に費用を要しない。	この法律施行のため別に費用を要しない。	この法律施行のため別に費用を要しないが、昭和二十七年度予算には、一般会計及び特別会計を通じて、内国旅費百六十五億四千五百億円、計百七十六億五千四百三十五億円が計上されている。	この法律施行のため別に費用を要しないが、昭和二十七年度予算には、一般会計及び特別会計を通じて、内国旅費百六十五億四千五百億円、計百七十六億五千四百三十五億円が計上されている。

審査報告書	審査報告書	審査報告書	多数意見者署名 下條 恭兵 菊田 七平
国家公務員共済組合法の一部を改正する法律案	国家公務員等の旅費に関する法律案	夏時刻法を廃止する法律案	油井賢太郎 木村禧八郎
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。	右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。	右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。	森 八三一 黑田 英雄
参議院議長佐藤尚武殿	参議院議長佐藤尚武殿	参議院議長佐藤尚武殿	森 八三一 黑田 英雄

昭和二十七年四月二日	昭和二十七年四月一日	昭和二十七年四月一日	多数意見者署名 下條 恭兵 菊田 七平
大蔵委員長 平沼彌太郎	労働委員長 中村 正雄	參議院議長佐藤尚武殿	大蔵委員長 平沼彌太郎
参議院議長佐藤尚武殿	参議院議長佐藤尚武殿	参議院議長佐藤尚武殿	大蔵委員長 平沼彌太郎
参議院議長佐藤尚武殿	参議院議長佐藤尚武殿	參議院議長佐藤尚武殿	大蔵委員長 平沼彌太郎
参議院議長佐藤尚武殿	参議院議長佐藤尚武殿	參議院議長佐藤尚武殿	大蔵委員長 平沼彌太郎

と議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年四月三日

大蔵委員長 平沼彌太郎

大野 幸一

岡崎 真一

西川甚五郎

伊藤 保平

大矢半次郎

伊藤 保平

西川甚五郎

多数意見者署名  
堀 真琴 上原 正吉  
安井 謙 波多野林一  
柳 繁夫 岩男 仁蔵  
野田 卑一 岩男 仁蔵  
要領書

一、委員会の決定の理由  
夏時刻法は国民生活に利益があるより、むしろ適切しない不都合な点が多いから、これを廃止することを適當な措置であると認めること。

二、事件の利害得失  
国民生活の実情に適合しない不都合な点がなくなり、正常に復する利益がある。

三、費用  
審査報告書

十勝沖地震による漁業災害の復旧資金の融通に関する特別措置法案右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年四月三日  
水産委員長 木下 長雄  
参議院議長佐藤尚武殿  
多数意見者署名  
秋山俊一郎 玉柳 實  
藤野 繁雄 千田 正  
要領書

漁船、漁具、水産動植物の養殖施設又は政令で定める漁業共同利用施設の災害復旧資金の融資を円滑にすることに利子補給を行い、且つ、損失補償を行うとするものであつて適切な措置と認める。

二、事件の利害得失  
該地震による漁業関係の甚大な被害を早急に復旧して、漁業生産の発展を促進する利益がある。

三、費用  
本法施行のため約三千万円を必要とする。  
審査報告書

十勝沖地震による漁業災害の復旧資金の融通に関する特別措置法案右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年四月一日  
法務委員長 小野 義夫  
参議院議長佐藤尚武殿  
多数意見者署名  
齋 武雄 宮城タマヨ  
一松 定吉 岡部 常  
白波瀬米吉 左藤 義詮  
長谷川行教 加藤 武雄  
伊藤 修  
要領書

漁船、漁具、水産動植物の養殖施設又は政令で定める漁業共同利用施設の災害復旧資金の融資を円滑にすることに利子補給を行い、且つ、損失補償を行うとするものであつて適切な措置と認める。必要がなくなるのでこれを廃止することとし、この勅令に基いて発せられた命令は、その内容により、そのまま存続の必要があるものはこれを存続し、その必要がないものは、これを廃止するよう別に法律で定めることとし、このいふことは、平和條約の最初の効力発生日から百八十日間を限り法律に法律で定めることとし、このいふことは、平和條約の最初の効力発生日から百八十日間を限り法律としての効力を有する旨定めるものであつて、必要且つ妥当なる立法と認める。尤も講和によつてわが国は、眞に独立するのであるから、連合国最高司令官の規律を脱附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年四月一日  
法務委員長 小野 義夫  
参議院議長佐藤尚武殿  
多数意見者署名  
齋 武雄 宮城タマヨ  
一松 定吉 岡部 常  
白波瀬米吉 左藤 義詮  
長谷川行教 加藤 武雄  
伊藤 修  
要領書

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年四月三日  
文部委員長 梅原 真隆  
参議院議長佐藤尚武殿  
多数意見者署名  
堀 真琴 上原 正吉  
松本 昇 山本 米治  
堀木 錠三 小松 正雄  
島 清 塚野 清雄  
栗山 良夫 西田 隆男  
要領書

一、委員会の決定の理由  
本法律案は、ボッダム宣言の受諾に伴い発する命令に關する件に基く通商産業省關係諸命令につき、日本国との平和條約の発効に伴い必要な改廢等を行おうとするもので妥当な措置と認める。

二、事件の利害得失  
本法の施行により、通商産業省關係ボッダム諸命令の切替措置が円滑に実施される利益がある。

三、費用  
審査報告書

十勝沖地震による漁業災害の復旧資金の融通に関する特別措置法案右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年四月一日  
通商産業委員長 竹中 七郎  
参議院議長佐藤尚武殿  
多数意見者署名  
古池 信三 結城 安次  
松本 昇 山本 米治  
堀木 錠三 小松 正雄  
島 清 塚野 清雄  
栗山 良夫 西田 隆男  
要領書

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年四月一日  
通商産業委員長 竹中 七郎  
参議院議長佐藤尚武殿  
多数意見者署名  
堀 真琴 上原 正吉  
松本 昇 山本 米治  
堀木 錠三 小松 正雄  
島 清 塚野 清雄  
栗山 良夫 西田 隆男  
要領書

一、委員会の決定の理由  
日本国との平和條約の締結に伴定された「ボッダム宣言の受諾に伴い発する命令に關する件(昭和二十年勅令第五百四十二号)」及

三、費用  
審査報告書

十勝沖地震による漁業災害の復旧資金の融通に関する特別措置法案右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年四月一日  
通商産業委員長 竹中 七郎  
参議院議長佐藤尚武殿  
多数意見者署名  
堀 真琴 上原 正吉  
松本 昇 山本 米治  
堀木 錠三 小松 正雄  
島 清 塚野 清雄  
栗山 良夫 西田 隆男  
要領書

多数意見者署名

結城

安次

西田 隆男

松木 昇

山本 米治

堀木 錄三

島 清

境野 清雄

栗山 良夫

小松 正雄

古池 信三

要領書

## 一、委員会の決定の理由

商品取引所法の施行後の実情に鑑み、同取引所の会員又は商品仲買人の定貿制、特別担保金制、商品仲買人の外務員の登録制及び商品仲買人の登録に関する取引所の事前の承認制などを設けること

## 二、事件の利害得失

本改正法は適切な措置と認められ是、事態に即応したものとして、本改正法の施行により、特に商取引所の売買取引の安全と、同取引所の自治の伸長などに資する点がある。

## 三、費用

別に要しない。

審査報告書

ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く經濟安定本部関係諸命令の措置

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

附し、要領書を添えて、報告する。

經濟安定委員長 佐々木良作  
参議院議長 佐藤尚武殿

多数意見者署名

郡 祐一

杉山 昌作

永井純一郎

小瀧 彰

要領書

## 一、委員会の決定の理由

日本国との平和條約の効力の発生に伴い、ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く經濟安定本部関係諸命令を将来法律としての効力を有するものとして存続させるとともに、所要の規定の整備を図るものであつて、妥当な措置と認める。

## 二、事件の利害得失

この措置によつて、連合国人等の日本における財産取得について、日本国との平和條約の規定に適合した待遇を與え、又、現下の經濟情勢に相応した物価等の統制を引き継ぎ行い得る利益がある。

## 三、費用

この措置により、特に費用を要しない。

審査報告書

統計法及び教育委員会法の一部を改正する法律案

ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く總理府本府及び地方自治厅関係諸命令の廢止に関する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年四月一日

内閣委員長 河井 順八  
参議院議長 佐藤尚武殿

多數意見者署名  
楠見 義男  
赤松 常子  
上條 愛一

山田 佐一 石原幹市郎  
横尾 龍 竹下 豊次  
上條 愛一

要領書

## 一、委員会の決定の理由

平和條約の効力とともにわが国は、從来その事務の一部を地方公共団体の長に委任して処理してきたが、教育委員会法が制定され以来、教育事務については専ら教育委員会がこれを管理し処理しているので、國で行う教育に関する指定期調査事務も種類によし、又、罰則についてこの法律施行前に行つた行為に対する命令並前例によることとした等適当な措置と認める。

## 二、事件の利害得失

この措置により、ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く總理府本府及び地方自治廳關係諸命令を廢止することができる。

## 三、費用

この措置により、特に費用は要しない。

審査報告書

本法施行のため別に費用は要しない。

審査報告書

本法施行のため別に費用は要しない。

審査報告書

本法施行のため別に費用は要しない。

審査報告書

在外公館の名稱及び位置を定める法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年四月二日

内閣委員長 河井 順八  
参議院議長 佐藤尚武殿

多數意見者署名  
加藤シヅエ 大隈 信幸  
伊達源一郎 代理理事 德川 賴貞  
平林 太一 杉原 荒太

要領書

## 一、委員会の決定の理由

平和條約の発効とともにわが国は、關係諸国家との間に正常な外交関係に入るのと、時宜に適し妥当なものと認める。

## 二、事件の利害得失

ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く連合國財產及びドイツ財産關係諸命令の措置に関する法律案

## 三、費用

ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く連合國財產及びドイツ財産關係諸命令の措置に関する法律案

右全会一致をもつて別冊の通り修正議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

## 四、費用

ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く連合國財產及びドイツ財産關係諸命令の措置に関する法律案

## 五、費用

ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く連合國財產及びドイツ財産關係諸命令の措置に関する法律案

## 六、費用

ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く連合國財產及びドイツ財産關係諸命令の措置に関する法律案

## 七、費用

ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く連合國財產及びドイツ財産關係諸命令の措置に関する法律案

## 八、費用

ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く連合國財產及びドイツ財産關係諸命令の措置に関する法律案

昭和二十七年四月四日

大蔵委員長 平沼彌太郎

參議院議長 佐藤尚武殿

多數意見者署名

大野 幸一 油井賢太郎

菊川 孝夫 大矢半次郎

伊藤 保平 黒田 英雄

岡崎 真一 遠淵 春次

第四條連合國財產上の家屋等の譲渡等に関する政令第一條の二の改正規定中「加えよ。」を加え、同條第二項

第七項及び第十二條の二第四項】に改める。』に改める。

第七條トイツ財産管理令第二十四條の改正規定中『改める。』を改め、同條第二項中「要求」を「請求」に改める。』に改める。

附則第四項旧外貨債処理法による借換済外貨債の証券の一部の有効化等に関する法律第七條第三項が第一項に規定する銀行を「借換代理人」に改める。

第一項に規定する銀行を「借換代理人」に改める。

第一項に規定する銀行を「借換代理人」に改める。

第一項に規定する銀行を「借換代理人」に改める。

第一項に規定する銀行が、同項を「借換代理人が、第一項」と改めるよう、それぞれ修正を加えた。

事件の利害得失

ボッダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く連合國財産及びトイツ財産關係諸命令を整備し得る利益がある。

この法律施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

教職員の除去、就職禁止等に関する政令を廃止する法律案

右多數をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年四月四日

参議院議長佐藤尚武殿

文部委員長梅原眞蔵

參議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

川村松助黒川武雄  
木村守江高橋道男  
山本勇造木内キヤウ  
柳橋小虎高田なほ子

要領書

一、委員会の決定の理由  
本法案は、日本国との平和條約に基く連合國財産及びトイツ財産關係諸命令について改廃等の措置を講じようとするものであつて、適当な措置と認めるが、連合國財産上の家屋等の譲渡等に関する政令第一條の二第二項において、連合國財産の返還等に関する政令第十二條の二第四項のみを準用することは、連合國政府の代理請求手続を準用するに止まり、不充分であるので請求手続の原則である同令第二條第七項の規定を准用し、返還請求権者は、場合によつてはその所属する国の政府を経由して家屋等の譲渡又は除去を請求し、又場合によつては直接に請求することができるよう改め、又トイツ財産管理令第二十四條第二項中「要求」とあるのを、平和條約効後の他の用例と同じく「請求」に改める。

改め、更に旧外貨債処理法による借換済外貨債の証券の一部の有効化等に関する法律第七條第三項から第六項までのうち第一項に規定する銀行を「借換代理人」にを「第一項に規定する銀行が、同項を「借換代理人が、第一項」と改めた。

事件の利害得失

ボッダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く連合國財産及びトイツ財産關係諸命令を整備し得る利益がある。

この法律施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

特殊土じょう地帶災害防除及び振興臨時措置法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年四月四日

建設委員長廣瀬與兵衛

参議院議長佐藤尚武殿

田中一楠瀬常猪

深水六郎島津忠彦  
赤木正雄小川久義  
松浦定義東隆

石川榮一

要領書

一、委員会の決定の理由  
本法案は南九州等特殊土じょう、(シラス、ボラ、コラ、アカホヤ等)特殊な火山噴出物及び花こう岩風化土その他特に侵しよくを受けやすい性状の土じょう)地帯に対する対策を樹立し、その事業を推進するため、特殊土じょう地帯の指定、特殊土じょう地帯対策審議会

の制度を終止せしめることが適當な措置であると認めた。

事件の利害得失

恩給その他の利益を受ける権利又は資格を復活することにより教職員に明確性を與えることができる。

二、事件の利害得失

本法の施行により、シラス、コラ等の特殊土じょう地帯の災害防除と農業生産力の向上に資する利益がある。

三、費用

本法の施行のため、審議会の設置等の費用として約二十万円を必要とする。

審査報告書

公営住宅法第六條の規定に基づき、承認を求めるの件

右全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年四月四日

建設委員長廣瀬與兵衛

参議院議長佐藤尚武殿

田中一楠瀬常猪

深水六郎島津忠彦  
赤木正雄小川久義  
松浦定義東隆

石川榮一

要領書

一、委員会の決定の理由  
本法案は南九州等特殊土じょう、(シラス、ボラ、コラ、アカホヤ等)特殊な火山噴出物及び花こう岩風化土その他特に侵しよくを受けやすい性状の土じょう)地帯に対する対策を樹立し、その事業を推進するため、特殊土じょう地帯の指定、特殊土じょう地帯対策審議会

の設置、事業計画の設定、園の予算の計上及び事業の実施等について規定し、特殊土じょう地帯の保全と農業生産力の向上とを図らんとするものであつて、妥当な立法と認める。

二、事件の利害得失

現在最も必要とされている公営住宅の飛躍的増大を図る利益がある。

三、費用

三ヶ年における国庫の負担額は、総計四百億円と推定されるが、二十七年度においては一般会計予算に五十億円が計上されている。

審査報告書

公営住宅法第六條の規定に基づき、承認を求めるの件

右全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年四月四日

建設委員長廣瀬與兵衛

参議院議長佐藤尚武殿

田中一東隆

前田穂赤木正雄  
松浦定義楠瀬常猪

深水六郎島津忠彦  
小川久義石川榮一

要領書

一、委員会の決定の理由  
本件は、公営住宅法第六條の規定に基き、昭和二十七年より昭和二十九年に至る三ヶ年間に公営住宅十八万戸並びにこれに附隨する

昭和二十七年四月二十五日 参議院会議録第三十三号

明治二十五年三月三日第三種郵便物認可

定価一部十円  
(資料費一円)  
発行所 東京都新宿区市谷本村町一五  
印刷九段四丁目一九番一〇一號  
電話東京一九四〇〇〇〇〇〇〇